

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構の
令和6年度における業務の実績に関する評価

経済産業省

1. 評価対象に関する事項		
法人名	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度（第5期）
	中長期目標期間	令和5年度～令和9年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		経済産業大臣		
	法人所管部局	イノベーション・環境局	担当課、責任者	総務課 産業技術法人室長 鈴木 章文
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 村上 貴将

3. 評価の実施に関する事項
評価のために実施した手続等については、次のとおり。 ・理事長へのヒアリングの実施（令和7年6月13日） ・監事へのヒアリングの実施（令和7年6月26日） ・国立研究開発法人審議会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会からの意見聴取の実施（令和7年6月13日及び6月25日）

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		A	B			
評価に至った理由	項目別評価は、「政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積」においては、特に顕著な成果が認められることからS評価、「業務運営の効率化に関する事項」の項目においては、顕著な成果を得ていることからA評価、「研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献」、「研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援」、「基金事業の適切な管理・執行」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」の各項目において着実な業務運営がなされていることからB評価。各項目別評価やその重み付け、及び有識者の意見も踏まえて、全体の評価は「B」評価と判断した。					

2. 法人全体に対する評価
- 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積については、政策に影響を与えるエビデンス提供といった質的な成果等もあり、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果であるためS評価とした。 - 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献、研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援においては、定量的にはAの基準を満たしている。アウトプットとアウトカムのつながりや定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるためB評価とした。 - 業務運営の効率化に関する事項については、大規模な組織改編を行い、適切な人員配置等による業務効率化等の成果等があり、所期の目標を上回る水準であるためA評価とした。 - 基金事業の適切な管理・執行については、定量的にはAの基準を満たしている。アウトプットとアウトカムのつながりや定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるためB評価とした。 - 財務内容の改善に関する事項、その他業務運営に関する重要事項においては、所期の目標を達成しており、B評価とした。

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等
- 経済産業省からNEDOに対して具体的に期待する方向性や加点要素の判断基準などを事前に示すとともに、両者の間で共通した認識を持つよう十分なコミュニケーションをとることが必要である。 - 研究開発の成果の社会実装を促進する観点から、研究開発用設備等の委託事業者への譲渡・移管の手続きがスムーズに行えるよう事務手続の改善について、更なる改善を検討すること。 - スタートアップ支援事業について、事業者から申請などの事務手続について、更なる工夫・改善の余地があるものとする。 - スタートアップ支援事業について、学生などを対象に起業を促すような支援や起業に関しての教育プログラムの実施などの取り組みを更に強化していただきたい。特に地方での取り組みの強化を期待する。 - スタートアップの出口戦略として、IPO（新規公開株式）だけにこだわることなく、M&Aやベンチャーキャピタル（VC）からの資金の調達など、選択肢の幅を広げた戦略が必要である。最終的にスタートアップの技術が社会実装され、安定的な資金調達を確保し、企業を成長させることが目的であるとの視点で事業を実施してほしい。 - 海外への市場展開も重要であるが、単に海外で事業を行うだけでなく、海外資金の獲得など日本のスタートアップ・エコシステム発展を意識した取り組みとなるよう、NEDOの役割に期待する。 - JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）などの他の政府機関の研究開発制度やスタートアップ支援制度と一層の連携強化を期待する。 - 独立行政法人のシンクタンク機能強化について、内閣府を中心として政府全体で議論されているものと承知しており、関係機関との十分な擦り合わせを実施してほしい。 - 技術インテリジェンスの活動について、日本企業の国際市場展開のための規格化、標準化、規制緩和などの戦略も検討していただきたい。

4. その他事項	
研究開発に関する審議 会の主な意見	【全般】 ○NEDOの自己評価結果に対し、これを見直した経済産業省の評価案について厳しいとの意見もあったが、経済産業省において個別事業を精査し、評価基準に基づいて集計した結果であるものと理解し、NEDO部会としてはこれを尊重して、経済産業省の評価案とおりとする。

	○但し、「B」 評価は「所期の目標を達成した」ものであるとの説明であったが、N E D O 職員のモチベーションに配慮する観点からも、「A」 評価になるために必要な条件について、経済産業省からN E D O に対して具体的に期待する方向性や加点要素の判断基準などを事前に示すとともに、両者の間で共通した認識を持つよう十分なコミュニケーションをとることが必要であると意見する。 ○このような取り組みにより、N E D O における研究開発マネジメントの工夫や改善が活発化され、研究開発の成果が更に日本全体の競争力強化につながることを期待する。 【個別評価項目】 I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 <u>1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献</u> ○研究開発成果の社会実装を想定して、事業者のみでは困難であった自治体との調整や研究成果の国際規格推進などを実施したN E D O の研究開発マネジメントを高く評価する。 ○複数年度で行う研究開発事業の実績や進捗の評価を単年度で行うことが難しいことは十分に承知しているが、プロジェクトの進捗管理にあたって、単年度では失敗に見えることであっても、失敗を乗り越えて、長い年月をかけて結実にする成果もあるので、プロジェクトマネジメントの評価においては、類似の研究を行う機関や他の研究者からの評価を受け入れるなどの研究開発マネジメント工夫を検討した方がよい。 ○委託事業で購入・製作した研究開発用の設備等について、研究成果の社会実装を促進する観点から、委託事業者への譲渡・移管の手続きがスムーズに行えるよう事務手続の改善について、更なる改善を検討すること。 <u>2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援</u> ○N E D O のスタートアップ支援事業は、他の国内のスタートアップ支援事業に比して、支援の内容やフォローアップが充実しており、大学や民間企業からの評価も高く、スタートアップ支援を受けた事業者等の多くが満足しているとの声もあること、スタートアップ・エコシステム構築への貢献や事業会社のマッチング支援、海外展開の加速など、N E D O のスタートアップ支援事業に様々な工夫が認められることから取り組みを高く評価する。 ○ディープテック・スタートアップ分野での起業人材発掘・起業家育成事業において、不採択者へのフォローアップ実施や指導者の育成などを行っており、スタートアップの人材育成の取り組みを評価する。 ○一方、事業者から申請などの事務手続について、作業負担が大きいことや時間を要するといった声も上がっており、この点については、更なる工夫・改善の余地があるものとする。 ○また、起業家や研究者の発掘等について、適切に実施されていると評価するものの、スタートアップ育成の素地をつくり、底上げをしていくのがN E D O の大きな役割だとするならば、学生などを対象に起業を促すような支援や起業に関しての教育プログラムの実施などの取り組みを更に強化していただきたい。特に地方での取り組みの強化を期待する。 ○起業家に対し、顧客のニーズやターゲット市場の検討を促すことなどの指導助言業務も非常に重要である。また、スタートアップの出口戦略として、I P O（新規公開株式）だけにこだわることなく、M&Aやベンチャーキャピタル（V C）からの資金の調達など、選択肢の幅を広げた戦略が必要である。最終的にスタートアップの技術が社会実装され、安定的な資金調達を確保し、企業を成長させることが目的であるとの視点で事業を実施してほしい。 ○海外への市場展開も重要であるが、単に海外で事業を行うだけでなく、海外資金の獲得など日本のスタートアップ・エコシステム発展を意識した取り組みとなるよう、N E D O の役割に期待する。 ○J S T（国立研究開発法人科学技術振興機構）などの他の政府機関の研究開発制度やスタートアップ支援制度と一層の連携強化を期待する。 ○前年度に特筆すべき事項として高く評価された工夫や取り組みが、全て次年度評価の標準になってしまうとハードルが毎年上がってしまうことになる。この点について、工夫や取り組みの内容を精査した上で、評価基準の在り方や目指すべき方向性について経済産業省とN E D O で共通理解を持つよう、コミュニケーションを十分にとるべきと考える。 <u>3. 【政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積】</u> ○「フロンティア・マテリアル」についての提案や重要物資にかかるサプライチェーン調査等を通じて、政府の政策立案に貢献した技術インテリジェンス活動を高く評価する。 ○独立行政法人のシンクタンク機能強化について、内閣府を中心として政府全体で議論されているものと承知しており、関係機関との十分な擦り合わせを実施してほしい。
--	---

	○多くの場合、企業のみでは、規格化、標準化や規制の緩和を行うことは困難であるが、国際市場の獲得においてはこれらの要素が非常に重要である。こうした観点からも技術インテリジェンスの活動に注力していただき、国際市場への展開のための戦略を検討していただきたい。 Ⅱ．基金事業の適切な管理・執行 ○基金が毎年増加していることは、N E D Oへの期待が大きいことの現れではあるが、基金管理・執行に係る不正などが起こらないように十分に気をつけてほしい。 Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項 ○昨今の業務拡大に対応するため、N E D Oが行った大規模な組織変更や組織を支えるプロジェクトマネージャーなどの人材育成や人員の適切配置などの取り組みについて、業務運営の改善・効率化につながるものとして高く評価する。 Ⅳ．財務内容の改善に関する事項 ○資金の運用に制限のある中、情勢の変動に迅速に対応し、リスクを考慮した適切な運用を進めていることを評価する。 Ⅴ．その他業務運営に関する重要事項 ○最近の大学生などはテレビを見ない傾向にある。N E D Oの研究開発プロジェクトや取り組みなどについて、S N Sを通じた情報発信など広報活動の一層の強化を期待する。
監事の主な意見	・ 昨年 の組織再編により業務と部署名の整合を図り、チーム制を導入した。組織再編による混乱は予想されたが、比較的順調に進行した。 ・ 組織再編により、管理職不足や組織再編前の部署のローカルルール の存在等 の課題が明らかになり、この改善に努めているところ。 ・ 業務効率化について重点的に監査を行い、業務の個別最適化による全体の非効率性が問題あることが明らかとなった。 ・ 労務管理について、在宅勤務時の超勤管理を管理職が適切に実施できているか引き続き監査を継続することした。 ・ 人材育成の観点からローテーション間隔の最適化について検討が必要。 ・ 職の階層が多く出世に時間がかかるため、これを簡略化する等の工夫により、適性のある人材に相応しい業務を早期に与えることで人材育成が可能なのではないか。 ・ 資金管理については習熟度も向上し、金融機関との関係も増やしている。また、金利上昇を背景として金融機関側も預金を受け入れやすい状況に変わってきた。事業者が倒産する等のリスクについては、役員が主導して工夫を行い、実績払いとする等の対策が効果を発揮しつつある。スタートアップのリスクの高い事業者へのリスク管理は、金融機関等のノウハウを勉強する事で対策が進んでいく事を期待する。 ・ 契約実績のある企業が落札に有利となる側面があり、同一事業者の落札が続いている契約について、引き続き注視している。 ・ 労務管理において、PC のログと勤務実績の確認を行うことができる次期情報基盤システムの導入を検討している。また、海外関係業務を担当者が深夜時間帯に業務を行っていても把握出来ていないという問題があり、システム的で解決できないか検討中。 ・ 情報基盤システム整備の遅れはシステムベンダーの人材不足も原因となっている。また、職員が日常業務で時間に追われており、システム設計を行う上で重要な職員のニーズを吸い上げる等の余力が無いことが問題。

様式 2－1－3 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度		
Ⅰ．研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項（60％）							
研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	—	—	—	Ⅰ．－ 1	
研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	—	—	—	Ⅰ．－ 2	
政策立案や研究開発マネジメントに	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	—	—	—	Ⅰ．－ 3	

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度		
Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項（10%）							

	貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積							
II. 基金事業の適切な管理・執行（15%）								
		A○	B○	—	—	—	II	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 「項目別調書 No.」欄には、令和5年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載

		A	A	—	—	—	III	
IV. 財務内容の改善に関する事項（7.5%）								
		B	B	—	—	—	IV	
V. その他業務運営に関する重要事項（7.5%）								
		B	B	—	—	—	V	

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項及び基金事業の適切な管理・執行に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. ー1	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献		
関連する政策・施策	ー	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2
当該項目の重要度、困難度	【重要度高】【困難度高】：（指標1－1）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899） ムーンショット型研究開発事業（予算事業ID 017230） ポスト5 G情報通信システム基盤強化研究開発事業（予算事業ID 017338） グリーンイノベーション基金事業（予算事業ID 017346） 経済安全保障重要技術育成プログラム（予算事業ID 018026） バイオものづくり革命推進事業（予算事業ID 017249）

2. 主要な経年データ														
	①主な参考指標情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	指標1.－1 研究開発マネジメント活動に係る外部有識者の評点（実績）	4段階評点の平均が最上位または上位の区分（2.0点以上）	2.60点	2.72点	—	—	—		予算額（千円）	1,016,228,802	1,480,299,697	—	—	—
	（上記の達成度）	—	130%	136%	—	—	—		決算額（千円）	535,415,476	1,045,487,196	—	—	—
	指標1.－2 「NEDO担当者が重要な役割を果たした」と回答した率（実績）	40%	69.5%	51.1%	—	—	—		経常費用（千円）	534,603,242	1,015,784,509	—	—	—
	（上記の達成度）	—	174%	128%	—	—	—		経常利益（千円）	2,073,872	2,322,394	—	—	—
	経済効果（アウトカム）の把握	— （モニタリング指標）	80.2兆円	80.8兆円	—	—	—		行政コスト（千円）	534,603,242	1,015,784,509	—	—	—
									従事人員数	1,492人の内数	1,542人の内数	—	—	—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I.－2	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2
当該項目の重要度、困難度	【重要度高】【困難度高】：（指標2－1）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899） ディープテック・スタートアップ支援事業（予算事業 ID 017269）

2. 主要な経年データ														
	①主な参考指標情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	指標2.－1 研究開発マネジメン	4段階評点 の平均が最	2.43点	2.58点	—	—	—		予算額（千円）	12,196,211	78,241,789	—	—	—

	トに係る外部有識者の 評点（実績）	上位または 上位の区分 （2.0点以上）												
	（上記の達成度）	—	122%	129%	—	—	—							
	指標2.－2 「NEDO担当者の 対応に非常に満足し ている」と回答した 率（実績）	35%以上	70.9%	67.1%	—	—	—	決算額（千円）	6,530,904	17,819,359	—	—	—	—
	（上記の達成度）	—	203%	192%	—	—	—							
	新規採択額に占める 中堅・中小企業等の 採択額の割合（実 績）	— （モニタリ ング指標）	20.0%	55.4%※	—	—	—	経常費用（千円）	6,502,514	17,818,255	—	—	—	—
	スタートアップの株 式上場（IPO）等 （実績）	— （モニタリ ング指標）	2,893億円	1,169億円	—	—	—	経常利益（千円）	110,516	69,177	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	6,502,514	17,818,255	—	—	—	—
								従事人員数	1,492人の内 数	1,542人の内 数	—	—	—	—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. — 3	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条
当該項目の重要度、困難度	【重要度高】【困難度高】：（指標3－1）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899）

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	指標3.－1 技術インテリジェン ス活動に係る外部有 識者の評点（実績）	4段階評点 の平均が最 上位または 上位の区分 （2.0点以 上）	2.80点	2.70点	—	—	—	予算額（千円）	8,757,784	8,782,898	—	—	—
	（上記の達成度）	—	140%	135%	—	—	—	決算額（千円）	8,187,514	7,777,893	—	—	—
	指標3.－2 先導研究プログラ ムの終了時評価の評点 が上位2区分の割合 （実績）	40%	77.1%	81.0%	—	—	—	経常費用（千円）	8,125,267	7,774,628	—	—	—
	（上記の達成度）	—	193%	203%	—	—	—	経常利益（千円）	166,643	137,694	—	—	—
								行政コスト（千円）	8,125,267	7,774,628	—	—	—
								従事人員数	1,492人の内 数	1,542人の内 数	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中長期目標、中長期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
		<自己評価> ○ 「I. - 1 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献」、「I. - 2 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援」においては、それぞれ顕著な成果が得られているため、A評価とした。「I. - 3 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積」においては、特に顕著な成果が得られているため、S評価とした。		研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 B 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 B 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 S
		【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 - 第5期中長期目標における新たな評価体系に従って、各評価項目について、定性的な観点も踏まえつつ定量指標にて評価し、評価比率を掛け合わせた結果、全体として4.0と極めて高い評点を得ており、総合評価はAに値する。 <研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項> 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 - 我が国の国策に適った多くの戦略的プロジェクトが運営されており、その一つ一つに丁寧なフォローがなされ一定の成果があがっており評価できる。一方、これらの成果が、グローバル競争市場において勝ち筋に載っているのかどうか、グローバルな視点から競合技術、競合企業に比して相対的にどのようなポジショニングにあるのかの評価も合わせてなされることが重要と考える。 - ファンディング機関として適切な対象に資金を供与することで優れた研究開発成果を上げているのみならず、事業者には困難な省庁や自治体等との調整を行う、必要性を判断し予算を追加配賦するなど様々な適切なマネジメントにより成果の最大化に一層寄与している点が素晴らしい。特に、支援中の研究開発の社会実装に必要な技術が他の事業で開発されていることを発見することは、なかなか出来るものではなく、両者を連携させることで目標を実現できたことは注目される。 - 本来業務であるプロジェクトの推進に寄与するのは当然であるが、プロジェクトを個別に見ていくと、プロジェクトの外堀を埋めるような細やかな対応が、よりスムーズに研		

		究開発を進める重要な要素として機能している。例えば、S A F 開発に関連して適格燃料の認証を得るための当局への働きかけ、原料となる種子の収集を可能にするための自治体との交渉など、今後も細やかな対応力がN E D O の組織で育まれることを期待したい。 - 公募への提案は、事業者にとっては無償業務であり、負担が大きいと提案に二の足を踏むことになるため、提出書類の削減を図り負担軽減を実現したことは、地味に見えて評価できる。引き続き簡素化を図ってほしい。 2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 - ディープテック分野での人材発掘・起業家育成を行う「N E D O Entrepreneurs Program : N E P」について、採択者へのきめ細かなハンズオン支援に加えて、一定程度の評価を受けた不採択者を「Front-Runner (F R) 研修生」として、メンターを付けて支援していることは素晴らしい。 - スタートアップを支援している公的機関は多いため、支援機関の連携を図る「P l u s (Platform for unified support for startups)」の存在は意義があり、その事務局をN E D O が担っていることは評価に値する。同じような支援メニューが重複して行われると日本全体では効率的な税金利用と言えなくなるため、各機関の支援メニューを調査して、類似の事業はP l u s が集約して行う、あるいは機関が合同して行う、といった日本全体でみた場合の効率性向上に向けた取組の推進が期待される。 3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 - 分野別のフォーサイトはよくあるが、全分野を俯瞰して我が国が新たに取り組むべきフロンティア領域等を提案したことは意義がある。他府省庁を含めて広く活用されるよう、発信が強化されることを期待したい。 - 見出したフロンティア領域を探索・推進する「フロンティア育成事業」を創設し、プログラムディレクターがマネジメントする仕組みとしたことも注目される。 その他、分野共通内容等 - N E D O の事業で扱うテーマの多様性は広がっており、これに対応する職員群の適切な選択や能力拡張が求められている。N E D O において各事業をきめ細かく見ていくと、限られた人員をやりくりしながらスキルを向上させ、懐の深い対応ができるような工夫が随所に見られる。	
--	--	--	--

		メディアの活用を見ると、単なる広報活動に止まらず、プロジェクトの拠点となる地域の住民に対し、事業への理解を深めてもらうなど、評価すべき巧みな取り組みが見られる。	
	I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 (1) ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下の①～③のとおり業務を実施している。その際、企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略の検討を行う取組を実施した。 懸賞金制度については、懸賞金を活用した研究開発プロジェクトマネジメント手法の高度化に関する調査結果を踏まえて、機構内向けの報告会開催やガイドブックの策定・周知など、懸賞金制度のさらなる導入促進に繋がる取組を実施した。加えて、技術課題や社会課題の解決に資する多様なシーズ・解決策をコンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式を通じて募る“NEDO Challenge”シリーズとして、3つのテーマについて懸賞広告を掲載し、懸賞金の交付を行った。また、次年度に懸賞広告を行う3テーマについての懸賞広告の掲載に向けた準備や、外部有識者からなる委員会を活用して新規の課題候補の検討を進めた。	【評価の根拠】 技術課題や社会課題の解決に資する多様なシーズ・解決策をコンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式を通じて募る“NEDO Challenge”シリーズとして、3つのテーマについて懸賞広告を掲載し、懸賞金の交付を行った。	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 B ＜評定に至った理由＞ 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献においては、定量的にはAの基準を満たしている。アウトプットとアウトカムのつながりや定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるB評定と判断した。
	① 事業の企画立案 事業の企画立案においては、国が策定する政策や機構のイノベーション戦略センター（TSC）が提供する各技術分野の俯瞰情報や当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要な要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる事業内容となるようにした。 経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要な応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、次年度に実施が見込まれる10事業について、機構としての事前評価を実施した。事前評価の実施にあたっては、各事業の基本計画の作成の際に、中間時点や事業終了時での達成目標（アウトプット目標）を定量的かつ明確にしつつ、特に研究開発成果に関する国際標準化が有効と考えられる分野では、標準化に係る具体的な取組を記載することとし、中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示した価値起点での評価を行い、その結果については必要に応じて基本計画へ反映した。	【評価の根拠】 次年度に実施が見込まれる10事業の事前評価の実施にあたっては、各事業の基本計画の作成の際に、中間時点や事業終了時での達成目標（アウトプット目標）を定量的かつ明確にしつつ、特に研究開発成果に関する国際標準化が有効と考えられる分野では、標準化に係る具体的な取組を記載することとし、中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示した価値起点での評価を行い、その結果については必要に応じて基本計画へ反映した。	
	② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築している。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ、事業者向けマニュアルの抜本的な見直し等、簡素化・効率化を図るための取組を実施した。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに	【評価の根拠】 - 参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みについて、令和6年度から開始した3件の交付金事業に新たに導入した。 - 株式会社産業革新投資機構（JIC）及び株式会社日本政策投資銀行（DBJ）との相互協力協定に基づき、意見交	

	迅速に応えるための予算再配分による期中の追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を視野に入れつつ実施した。 委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにした。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業の特性に合わせた最適単位の参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用した。また、応募時の提出書類において研究開発成果の実用化・事業化に向けた知財・標準化等の取組についても記載を求め、企業等に対して事業開始段階から知財・標準化戦略の検討を促すとともに、標準の戦略的活用の検討手法をまとめた「NEDO標準化マネジメントガイドライン」の活用等により、企業等による知財・標準化戦略も踏まえた研究開発マネジメントを実施している。 さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みについて、令和6年度から開始した3件の交付金事業に新たに導入した。加えて、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構（JIC）及び株式会社日本政策投資銀行（DBJ）との相互協力協定に基づき、意見交換の実施やNEDO技術委員へ就任いただきファイナンスの知見を提供いただくなど積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する取組を実施した。 研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、外部有識者からなる委員会の知見も活用しつつ、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案したり、知財・標準化戦略の内容を踏まえた事業の実施を通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めるなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行った。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行った。	換の実施やNEDO技術委員へ就任いただきファイナンスの知見を提供いただくなど積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する取組を実施した。	
【評価軸】 NEDOの研究開発成果が経済効果（アウトカム）につながっているか。 【モニタリング指標】 NEDOの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等が社会にもたらした経済効果（アウトカム）	③ 事業開始後の評価 2024年度は中間評価8件及び終了時評価9件を実施し、産業界、学术界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を実施した。また、OODAループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、中間評価結果3件を国に提供した。さらに、効果的・効率的な評価を実施するため、研究評価委員会分科会委員に事業内容を十分に理解いただき、評価者・被評価者の間で活発な議論を促進することを目的とした、研究評価委員会分科会開催前の書面による事前質疑も実施した。各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映する取組を引き続き行い、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行った。中間	【評価の根拠】 これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）の把握の取組として、上市・製品化した主要125製品に関する売上・波及効果の調査を実施し、2024年度調査による2023年度までの売上実績は80.8兆円となった。	

	評価・終了時評価から得られた研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等を、機構のマネジメント機能全体の改善・強化に反映させるべく、新規着任者含むプロジェクトマネジメントを担う人材に共有を図り、プロジェクトマネジメントのさらなる高度化に向けた取組を実施した。これらの評価結果については、確定次第、技術情報等の流出の観点に配慮しつつ、可能な範囲でNEDO Webサイト上へ公表した。 また、これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）の把握の取組として、上市・製品化した主要125製品に関する売上・波及効果の調査を実施し、2024年度調査による2023年度までの売上実績は80.8兆円となった。 また、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）の最大化に向けて、「アウトカム目標設定のガイドライン」を活用しつつ、事業の企画立案段階から将来的に期待される経済効果（アウトカム）について予測・推計する取組についても継続して実施中であるとともに、2024年5月にロジックモデル作成ガイドラインを機構内に公開しシナリオ策定の高度化を試みている。加えて、研究開発マネジメントへのフィードバックを行う取組として、追跡調査で把握した製品・サービスを中心に開発者にインタビューを実施し、NEDOプロジェクトの成功事例を紹介するWebコンテンツ「NEDO実用化ドキュメント」として公開するとともに、アウトカム目標の分類による影響を追跡評価を通して分析する調査を実施した。		
	○研究開発マネジメントの主な実績 「風力発電等導入支援事業」 - 従前風況観測機器の精度を検証するための試験は、企業等が独自保有する設備を用いて実施していた。本サイトは、神戸大学や日本気象協会などが設立した一般社団法人が運用し、原則として利用者の制限はなく、各社は運用したい機器を持ち込んで本サイトで制度を検証することができる。 - NEDOは、長期的なサイト運営を可能とするべく、利用料金についてアンケートをとるほか、メンテナンス費用、最終的な撤去費などを勘案し、事業のライフサイクルコストを事業者とともに検討して事業を推進した。 「むつ小川原洋上風況観測試験サイト」が本格運用を開始した一方、試験サイトは風車そのものと異なり一般の方々にその役割や存在意義の理解が難しい点があった。 - 本成果をPRするに際しては、ニュースリリースだけでなく、記者会見および現地見学会を実施して記事化を促すことにより、東北地方の地元紙等、読売新聞やYahoo!ニュースなど、紙面とWeb併せて16の新聞およびWebサイトに試験サイトの意義の説明が付された記事が掲載され、地元の理解醸成に貢献した。 「カーボンリサイクル・次世代火力発電等技術開発」 - カーボンリサイクル技術の社会実装に向けて、地域におけるCO₂排出者と利用者を連携させる産業間連携（CO₂等のサプライチェーン構築）が重要。そこで、NEDOは、複数地域で産業間連携に向けたビジネスモデルを検討する		

	事業の実施とともに、これら事業に資する、エネルギー・コストを踏まえたCO₂分離・回収・利用プロセスの最適化技術検討事業、及び各地域で産業間連携を実施する事業間で、経済産業省を含めて状況を共有する場として連絡会議を主催するなどしている。これにより、地域におけるCO₂の利活用を推進している。 2024年4月から、大型石炭火力発電所における燃料アンモニアの大規模転換実証試験を実施した。大型石炭火力発電所において、世界で初めて燃料アンモニアの20%転換を達成するとともに、運用性においても燃料アンモニア転換前（石炭専焼）と同等の結果が得られた。 - 本事業の成果を活用し、世界初のCO₂由来の新素材を一部に採用したスポーツユニフォームを発表した。当該ユニフォームは、パリ五輪スポーツクライミング日本代表のユニフォームとして活用され、日本経済新聞等に取り上げられた。 「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発」 - 本事業内で開発したミドルウェア技術をもとに、(株)ノーチラステクノロジーが日本発の次世代型データベースマネジメントシステム「劔“Tsurugi”」をオープンソースで公開、2024年9月には有料サービスの提供も開始した。単一データサーバにおいては世界最速のデータ処理性能を達成しており、金融機関や製造業、研究機関などへの導入が進められている。（導入先では、旧システムと比較し、総じて10倍以上の処理速度向上を確認）。 - 一方で、2023年度からNEDO主導で開発体制を整備し、分散コンピューティングに対応するための開発に着手。2024年度からは100km圏内のデータセンタ3拠点での分散処理の実験や、後述する実運用環境を想定した実証実験を開始している。 - 実証実験の例：自動車レースのスーパーフォーミュラで走行中のレースカー21台から大量のデータ（速度、エンジン温度、アクセル・ブレーキの開度等）を取得するとともに、AIによる推論処理を同時実施した。AIに実際に走行している車両データを高速度で分析させることで、ラップタイムやレース順位をリアルタイムで予測することを実現した。 - 本実験の結果、データの高速度処理の実証と併せ、自動運転での情報処理等にも活用可能な成果を得た。 - NEDOは2023年度から2024年度にかけて予算の追加配賦によるシステム開発、実証実験の内容の拡充を実現した。クラウド領域での分散処理の高度化のみならず、エッジ領域でのAI活用に期待がもてる。また、当該領域の技術動向調査も実施し、結果を事業者と共有することで事業化時期の前倒しや顧客獲得の加速化などを行っている。 「バイオジェット燃料生産技術開発事業」 - 当初は助成事業者（民間企業）がSAFの原料（街路樹の種子）の収集について自治体と交渉をしていたが、公費植栽街路樹の他用途流用が懸念され許可取		
--	---	--	--

	得に難航した。 • N E D Oが直接、自治体との交渉の席に立ち、地域及び日本全体への貢献できる重要な技術開発であること等、詳細に事業の価値を説明するとともに、文書でも正式に協力依頼を要請することで、原料の収集に係る許可を得て、最終的にS A Fの製造に成功し、国内線への実機給油を成し遂げた。 • S A FがI C A O／C O R S I A（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for Int’ l Aviation）適格燃料の認証を得るには、非可食ココナッツ（規格外ココナッツ）が十分な排出削減量が見込まれるものとしてC O R S I A「ポジティブリスト（原料分類表）」に登録される必要がある。 • 本事業を通じて登録の基準を満たすことを明らかに出来たため、N E D Oが国土交通省航空局に対し、P I L O T事業者として推薦して認証が得られるよう働きかけ、これを実現した。世界で初めて、規格外ココナッツからバイオマス100%由来のS A F製造に成功し、多くのメディアでも取り上げられた。 • また、原料調達からS A Fの大量製造・品質管理、供給に至るまでのサプライチェーンを構築するにあたり、原料となる廃食用油の調達やその特性に合わせた装置設計等の課題に対し、事業を通じてこれらを解決した。この成果をもとに事業者が国内初の国産S A Fの大規模供給設備を完成させ、サプライチェーン構築へ大きく前進した。 「水素社会構築技術開発事業」 • 本事業の成果を用いた1.8MW級のドライ・水素専焼型のガスタービン「P U C 17MMX」が開発された。 • 川崎重工業が開発した本製品はConnecting Green Hydrogen MENA 2024において「Hydrogen Technology of the Year 2024」を受賞。今回の受賞は、世界初となるドライ方式での水素専焼型ガスタービンの製品化を通じて、C O ₂排出量の削減に大きく貢献できる点が高く評価された。 「燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業」 • 燃料電池や水電解システムの普及拡大に向けて、燃料電池及び水電解の技術開発ロードマップを策定するために、産学の有識者による委員会及び専門ワーキンググループを組成して議論を実施した。 • 特に水電解のロードマップ策定は、今回が最初であり、要求仕様や課題が明確な燃料電池分野に対し、水電解は様々な使い方が想定され、技術開発目標を考える段階においては、使い方や周辺環境、シナリオなど、様々な仮定や前提のもとまとめていく必要があり、試算の仕方やロードマップのまとめ方など委員の意見の収束は困難な状況であった。 • N E D Oは、事務局として様々な情報収集、調査分析を行い、委員会の他に勉強会等も開催し、電力価格や設備利用率、性能、耐久性等と水素製造コストとの関係を明らかにするなど理解や対話を深めた。具体的には、豪州の実際の太陽光発電データと系統電力価格を同期させ、電力価格2.5円/kWh、水電解設備利用率40%という前提を導出し、水素製造コスト18円/Nm3（C I F 価格として30円）を実現しうる水電解システムコスト、エネルギー消費量（効率）、電流	
--	--	--

	密度、耐久時間、貴金属使用量等の目標と技術開発課題を設定するなど、一定のケースでのロードマップの提示に至った。 2025年2月に「F C V・H D V用燃料電池技術開発ロードマップ」を改訂、オンラインでの報告会を実施し、約600名が参加。3月には「水電解技術開発ロードマップ」の公開、報告会を実施し、約500名が参加した。 「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」 - 発話内容・表情等から即時対話者のレベル判定・状態推定が可能な対話語学学習用A I 開発事業につき、その有望性から、A I ・ロボット部とスタートアップ支援部の部間連携を行い、事業化につなげることに成功した。早稲田大学の英会話授業のクラス分けなどに活用されている。2024年度にJ E I T Aベンチャー賞を受賞した。 - 発達特性・状態を診断するためには医師が長時間観察する必要があるため、専門医が不足し、診察開始まで数か月待ちと報道されている。そこで、N E D O は、遊びを通じて発達状況を把握する育児・発達支援ロボットを開発した（C h i C a R o 社・電通大・阪大に委託）。マネタイズを検討するにあたり、N E D O 契約カタライザーの助言により、2025年度の山梨県の実証事業に採択されたほか、現在、複数自治体で導入検討が進んでいる。また、当該ロボットの知的財産保護の観点から、意匠登録を促し、日本感性工学会「かわいい感性デザイン賞」で最優秀賞を受賞した。 「人工知能活用による革新的リモート技術開発」 - 触覚の分野等は、先行的な実用化商品が少ないこともあり、大学・国研の研究者もデバイス事業化や経済効果への意識が向きにくかったが、N E D O 側から実施者に繰り返し社会実装に向けた活動を求め、以下を実現した。 - 世界最大のテクノロジー見本市C E S 2025のメイン会場（LVCC North Hall）にてデバイスを展示し、体験していただく機会を設けた。2025年10月には大学発スタートアップを設立予定である。 - 福島ロボットテストフィールドにて想定ユーザーである警備事業者の協力のもと公開実証実験を実施し、有効性の確認とユーザーへアピールを行った。 「産業D Xのためのデジタルインフラ整備支援事業」 - インフラのデジタル化を推進するデジタルライフライン・3テーマ、具体的にはドローン航路の設定、地下埋設インフラの管理、自動運転サービス支援道につき、各システム間でデータ入出力を容易化するA P I を共通開発した。日本列島の空・地上・地下を立方体で細分化して設定した空間I Dをベースとしてデータ形式を可能な限り共通化し、また気象情報なども相互に活用可能となるようインターフェース仕様を公開した。 - 開発した協調領域の各システムは原則O S S （Open Source Software）化し、G i t H u b に公開した。これにより、幅広く活用され、改良されることが期待される。 - 蓄電池の部品一つ一つ（リチウムや電極素材、制御基板など）の製造時に各サ	
--	--	--

	プライチェーン企業にて排出される炭素排出量の収集・記録を目的として、欧州Catena-Xとそれと同種のデータスペースである日本ウラノス・エコシステム間において、双方向のデータやりとりを含めた接続実証を行い成功した。国をまたいだデータスペース間接続は世界初である。国をまたいだ交渉となるため、Catena-X側とMOUを締結しているIPAとも密に連携して実証を行った。 「第54回 日本産業技術大賞」にて、サプライチェーンマネジメント基盤事業の成果を含む「ウラノス・エコシステムによる自動車および蓄電池サプライチェーン企業間でのデータ連携サービス」が「内閣総理大臣賞」を受賞した。 「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業」 - 新たな評価手法の考案のためには、新素材により製造された生分解性プラスチックのデータを収集する必要があるところ、同分野は新規分野であるため、論文や「NEDOデータカタログ」上でのデータの蓄積が乏しいという問題があった。 - そこで、NEDOにおける技術の評価項目に外部データの提供・社会貢献を加え、評価を担当する研究機関へのデータ提供が増大した。 - また、本事業で創出された競争領域である新規プラスチック素材は適切に特許出願（海外含む）した後、論文・学会・NEDOが主催する展示会などで積極的にアピールするよう促すことにより、顧客獲得・普及へと繋げた。 - 実施者の理化学研究所と㈱日本触媒による投稿論文が、Polymer Journal（Nature Publishing Groupから発行の高分子学会 公式学術誌）の2024年4月号に掲載され、表紙には論文内容のイメージが採用された。 「炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発」 - 展示会（nano tech2025）において成果報告会を開催した。より高い成果報告会への集客効果を得るため、関連する新聞への広告掲載と、NEDOと産総研が作成した安全性評価書の公開に際して、開催情報を掲載した。その結果、立ち見が生じるほど盛況で、事業者の成果を広く発信することにつながった。 - 実施者である大王製紙がCNF複合樹脂「ELLEX-R67」商用プラントを設置し、意匠性があるCNF複合樹脂原料を販売開始した。本樹脂はエリエール卓上ディスペンサーの本体に採用。CNFの事業拡大を目指して2025年度に年産2,000トン設備稼働を予定しており、事業者と共同ニュースリリースを実施した。 「ムーンショット型研究開発事業」 - NEDOのネットワークを活用し、米国DOE傘下のジョイント・ゲノム研究所（JGI）の研究者を当該事業の研究者に紹介し、米国の土壌・微生物の状況についての情報を入手した。 - ARPA-Eも、同種の開発事業に高い関心を持っており、代表研究者をARPA-Eのプログラムディレクター（PD）に紹介した。ARPA-Eサミットにおいてワーク・ショップを開催するとともに日米連携に向けた協議を開始	
--	---	--

	した。 - 本事業で開発した大規模集中型のDAC（Direct Air Capture）を万博会場にて実験し、回収したCO₂を大阪ガスに供給し、メタネーションを行って、世界で初めて都市ガスとして会場内利用を実現した。また、この実証については読売新聞をはじめとした5大紙等で取り上げられた。 - また、膜分離型DACシステムの研究成果を社会実装するために設立されたCarbon Xtract社について、農業用ハウス内のCO₂濃度を高めたトマト栽培の実証を開始する件がNHK、テレビ東京、読売新聞などで取り上げられた。 「グリーンイノベーション基金事業／⑥燃料アンモニアサプライチェーンの構築」 - 研究開発において発生したアンモニア漏洩事故について、NEDO燃料アンモニアプロジェクト連携会議の場で、2024年4月から毎月、関係各部、及びアンモニア利用に関する研究開発をしている事業者にも情報提供を実施した。 - 他プロジェクトにおいてアンモニア鉄鋼鍛造炉の開発に取り組んでいる日本製鋼所M&Eから、より安全性の高いアンモニア燃焼工業炉を設計するために、先行して燃料アンモニア発電実証試験を行ったJERAの安全対策からヒントを得たいとの課題解決の要望があった。 - 業界を超えた情報交流にはハードルの高さがあるため、燃料アンモニア利用に関する安全コミュニケーションをNEDOが企画。JERAから安全対策思想に加えて、①未然防止、②早期発見・処置、③拡大防止の3つの観点から設備・運用安全対策を説明して貰うと共に、漏洩場所や風向きを踏まえた避難通路が把握できるiPhoneアプリ（JERA開発）も紹介するなど、他プロジェクトの研究開発にも貢献した。 「グリーンイノベーション基金事業／⑦次世代船舶の開発」 - 国内外の港湾関係者からのヒアリングの結果、安全性の担保のためアンモニアバンカリング（燃料供給）時に燃料配管等内に残るアンモニアを除害・回収・再利用可能な費用対効果の高い技術を開発することが重要と判明した。 - NEDO先導研究プログラムにて行われている「アンモニア除害・回収・再利用技術の研究開発」とアンモニア燃料船を含む燃料アンモニアサプライチェーンの構築に向けて連携し、事業が正当に評価され着実に実施できるよう、必要な情報交換などの協力を実施した。 2024年8月に世界初となるアンモニア燃料エンジン搭載のタグボートが横浜港で就航。3か月間の実証航海試験を実施し、アンモニア燃料混焼率最大95%、GHG削減効果90%以上とKPI（混焼率60%以上）を超過達成。 ○横断的な研究開発マネジメントの主な実績 「公募マニュアルの見直し」 - 公募期間を十分に確保するため、予告期間の運用を柔軟化した。 「会社案内」等の提出廃止や別添資料の一部を提案書本体に統合することで提出書類の種類を削減(委託：11種類→7種類、助成：13種類→7種類)し、提案時の負担低減を実現した。	
--	---	--

	「技術流出防止の取組」 ・ 委託業務において保護すべき情報である「機微情報」の情報管理体制等を公募時に確認した。 ・ 経済産業省の指定を受けた事業の事業者に対し、重要技術等の情報へのアクセス管理など技術流出防止措置を要求した。 ・ 上記の情報管理に必要な体制や規程等を整備されていることなど、事業者の検査時に確認した。 「事務手続の効率化等」 ・ 押印不要の文書の範囲を更に拡大し、委託事業の変更契約書を押印不要するなど、事務手続を改善した。 ・ 2025年度の制度改善に向け、業務改善要望を募るアンケートを事業者に対して実施した。 「効率的・効果的な評価の実施」 ・ プロジェクトが社会実装に至るまでの道筋や取組等を視覚的に示すロジックモデルを作成するために「ロジックモデル作成ガイドライン」を機構内に示した。 ・ ロジックモデルを評価に活用することにより、事業実施計画やリスクの明確化、適切なPDCAの実行に貢献した。 「懸賞金活用型事業」 ・ 2024年度には、ベルトコンベア上に流れる複数の家庭ごみの中から、リチウムイオン電池を検出し、その検知率の高さ等を競う懸賞金事業を実施した（1位97%）。今回は、その経験・ノウハウ等をも踏まえ、実施のプロセス、事業の設計方法などをまとめた「研究開発プロジェクトマネジメントにおける懸賞金活用のガイドブック」を作成した。 ・ 懸賞金事業はテーマ設定に工夫が必要であり、企画が難しい。今回のガイドブックや経験を踏まえ、今後担当しうる職員の理解度向上等を目指している。		
	（2）国際実証・国際共同研究事業の実施 「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」に係る協力協定等について2024年度に4件締結した。公募については、2024年度も2023年度に引き続き年2回実施し、実証要件適合性等調査として第1回公募で5件、第2回公募で7件を新たに採択した。全7件の実証事業、全36件の調査を推進した。 また、日本機械輸出組合が会員企業向けに発行している「インフラシステム輸出ガイドブック」の2024年度版に本事業の事業概要を掲載し、案件開拓に務めた。 上記の事業を通じ、我が国エネルギー産業の海外展開、市場開拓、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギー安全保障に貢献した。 ○海外機関との情報交換協定等締結(延長等変更含む) 状況 ●包括的協力Memorandum of Understanding (MOU) 等新規締結件数：2件	【評価の根拠】 ・ 2023年度末に終了したタイ国での送電系統の低炭素化・高度化の実証事業について、終了時評価を実施し、前年度に実施した発電事業資産効率化・高度化の実証事業の終了時評価に引き続いて高い評価を得た。	

	・タイ王国エネルギー省(MOEN)との包括的協力Letter of Intent(LOI)の締結 ・インドネシア国エネルギー・鉱物資源省(MEMR)との包括的協力MOUの締結 ●個別事業におけるMOU等新規締結件数：2件 ・タイ王国エネルギー省代替エネルギー開発・省エネルギー局(DEDE)とのLOIの締結 事業名：タイ住宅における快適性と省エネを両立する温熱制御HomeIoTシステムと住空間設計技術に関する実証（タイ・サムットプラカーン県等） ・ドイツ水素燃料電池機構（NOW）とのMOU締結 事業名：欧州における水素発電を実現するため水素ガスタービン発電実証研究（ドイツ） 「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業」においては、2024年度公募において、新規方法論開発事業3件、実証前調査2件（モルドバ、ベトナム）を採択した。また、日本政府が推進する「民間資金を中心とするJCMプロジェクト」を施策レベルでも支援するため、新規に「JCMクレジット獲得支援／MRV適用調査」事業の公募を実施し、審査を行うとともに、次年度の公募に向けて経済産業省と連携しつつ制度整備を実施した。 2023年度採択の実証前調査3件のうち、2件（インドネシア、ベトナム）は相手国企業との合意に至らず実証事業には移行せず、残り1件（タイ）について引き続き実証事業への移行に向けて事業者との調整を継続している。 2023年度末に終了したタイ国での送電系統の低炭素化・高度化の実証事業について、終了時評価を実施し、前年度に実施した発電事業資産効率化・高度化の実証事業の終了時評価に引き続いて高い評価を得た。同事業のJCMクレジット発行のために必要となる日タイJCM合同委員会におけるプロジェクト登録手続きを日本政府と連携して対応している。また、更なるJCMクレジット積み増しのため同案件の「定量化フォローアップ事業」を開始した。かねてより実施が期待されていたサウジアラビア国の実証事業についてはMOUの締結が実現し、事業者間のProject Agreement（PA）が締結され次第、実証事業の開始を予定している。 ●個別事業におけるMOU等新規締結件数：1件 ・サウジアラビアKing Abdullah City for Atomic and Renewable Energy（K. A. CARE）とのMOU締結 事業名：「中東地域における再エネ導入拡大のための配電系統でのエネルギーマネジメントシステム実証事業（サウジアラビア）」 水素技術分野に係る協力協定等について2024年度に1件締結した。 ●包括的協力MOU等新規締結件数：1件 ・EU・クリーン水素共同実施帰港（CHJU）とのCollaboration Arrangement（CA）の締結		
	(3) 特定公募型研究開発業務の実施	【評価の根拠】	

	① ムーンショット型研究開発事業 既存のプロジェクトについては、プログラム・ディレクター（PD）及びサブPD、有識者とともに全15プロジェクトの研究開発現場の訪問調査を実施し、進捗確認を行った。また、マネジメント会議の下に設置した分科会を計11回開催し、この中でステージゲート評価を実施した。さらに公募により新規プロジェクト1件を採択し、各研究開発の継続・拡充・中止を決定してポートフォリオを強化した。 また、内閣府が設置する総合科学技術・イノベーション会議にて5年目の評価が行われ、機構が実施しているムーンショット目標4の令和7年度以降の継続が決定された。	- マネジメント会議の下に設置した分科会を計11回開催し、この中でステージゲート評価を実施した。さらに公募により新規プロジェクト1件を採択し、各研究開発の継続・拡充・中止を決定してポートフォリオを強化した。 - 内閣府が設置する総合科学技術・イノベーション会議にて5年目の評価が行われ、機構が実施しているムーンショット目標4の令和7年度以降の継続が決定された。	
	② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 研究開発項目①「ポスト5G情報通信システムの開発」では、「基地局」において3テーマ、「計算可能領域拡大のための研究開発」において1テーマの採択・交付を行った。また、外部有識者等で構成する技術推進委員会を5回、ステージゲート審査委員会を2回開催し、開発目標の達成見通しを常に把握するとともに、予算の必要性や実施体制の妥当性を精査する等、進捗管理を適切に実施した。さらに、終了テーマ19件について、テーマ終了時評価を実施して、19件中13件の最終目標の達成を確認した。 研究開発項目②「先端半導体製造技術の開発」では、「国際連携による次世代半導体製造技術開発」、「次世代メモリ技術開発」、「次世代半導体設計技術開発」、「先端半導体周辺デバイス設計・製造技術」においてそれぞれ1テーマずつ、計4テーマについて採択・契約・交付を行った。また、外部有識者等で構成する技術推進委員会を9回、ステージゲート審査委員会を6回開催し、開発目標の達成見通しを常に把握するとともに、予算の必要性や実施体制の妥当性を精査する等、進捗管理を適切に実施した。 研究開発項目③「先導研究」では、「ネットワーク関連技術」「基地局関連技術」「MEC関連技術」「先端半導体製造技術（後工程技術）」において事業期間を終了した計7テーマについて、テーマ終了時評価を実施して、7件中5件の最終目標の達成を確認した。 研究開発項目④「人材育成」では、1テーマの採択・契約を行った。 調査事業について、5テーマの採択・契約を行った。 広報について、各テーマ概要資料やイベント情報のNEDOポスト5G事業のWebサイトへの掲載や「CEATEC2024」への出展、成果報告会の開催を通じ、本事業の意義や今後の期待について情報発信を行った。 プロジェクト全体の運営管理について、経済産業省との協議や情報共有を図るため、定例ミーティングを36回、実施状況等の月例報告を12回行った。	【評価の根拠】 - ポスト5Gの社会実装に向けて、公募を複数回行い、9テーマ、調査事業5テーマを採択した。また、研究開発の進捗管理を適切に実施し、終了した26テーマについては終了時評価を行い、最終目標の達成状況を確認した。 - 広報について、各テーマ概要資料やイベント情報のNEDOポスト5G事業のWebサイトへの掲載や「CEATEC2024」への出展、成果報告会の開催を通じ、本事業の意義や今後の期待について情報発信を行った。	
	③ グリーンイノベーション基金事業 予見性のない環境変化への対応等を含め、引き続き本基金の管理・運用を適切に行い、各省庁のプロジェクト担当課室に対して「研究開発・社会実装計画」の作成・変更を支援するとともに、4件のプロジェクトで公募・審査を実施し、採択先を決定するなど、事務を円滑に進めた。また、9名のプロジェクトマネージャーの選任等により事業推進体制を構築し、20件のプロジェクトで技術・社会実装推進委員会の開催を通じてプロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言やステ	【評価の根拠】 9名のプロジェクトマネージャーの選任等により事業推進体制を構築し、20件のプロジェクトで技術・社会実装推進委員会の開催を通じてプロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言やステ	

		ージゲート審査を行うとともに、重点分野における技術・市場動向の調査を11件開始した。プロジェクトの進捗については開催された13回のワーキンググループで報告を行い、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表も順次進めた。さらに、本基金事業の特設サイトを随時更新するとともに、経済産業省と相談の上、今後の広報活動をより戦略的に実施するため、新たな広報事業に着手し、事業のフェーズを踏まえてターゲット層を意識したコンテンツの製作・発信や特設サイト改修に向けた広報施策の基本的方針を決定するなど、戦略的広報に取り組み、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行った。	プロジェクトの進捗については開催された13回のワーキンググループで報告を行い、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表も順次進めた。	
		④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 2023年度から開始した9件のプロジェクトの進捗状況について2024年6月に開催された第8回ワーキンググループで報告を行うとともに研究開発を推進した。また、国が策定した研究開発ビジョン、研究開発構想に基づき、機構が研究推進法人となっている10件のプロジェクトのうち、9件のプロジェクトについて、PD・PO及び経済産業省と連携しながら採択を行い、契約を締結した。また、残り1件についても実施計画書の内容を精査している。また、4件のプロジェクトについてステージゲート審査を行い、プロジェクトの継続を決定した。	【評価の根拠】 国が策定した研究開発ビジョン、研究開発構想に基づき、機構が研究推進法人となっている10件のプロジェクトのうち、9件のプロジェクトについて、PD・PO及び経済産業省と連携しながら採択を行い、契約を締結した。	
		⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくり事業を対象とした第2回公募を行った。21件の提案に対して、社会実装・技術推進委員会等の外部有識者の知見を活かしつつ、イノベーションの創出及び研究開発成果の社会実装に繋がる実用化研究開発・実証に向けた事業の審査を行い、8件を採択した。また、研究開発の推進状況管理の一環として、社会実装・技術推進委員会を設置し、目標の到達状況の確認を行うとともにステージゲート審査において事業の技術成熟度レベルの確認をした上で事業継続の判断を行った。 委託事業として、バイオものづくり分野に関する国内外の技術・市場動向の調査及び我が国のバイオものづくりの原料となる未利用資源のアベイラビリティに関する調査を行った。	【評価の根拠】 - 多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくり事業を対象とした第2回公募を行い、採択審査を経て8件を採択した。 - 研究開発の推進状況管理の一環として、社会実装・技術推進委員会を設置し、目標の到達状況の確認を行うとともにステージゲート審査において事業の技術成熟度レベルの確認をした上で事業継続の判断を行った。	
		(4) 国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 第11回「Innovation for Cool Earth Forum (ICEF)」年次総会を2024年10月9日ー10日に対面とオンラインのハイブリット形式で開催した。「How to Live within the Planetary Boundaries through Green Innovation」をメインテーマに、世界が様々な困難に直面しつつもカーボンニュートラル達成へと進んでいくために必要なイノベーションについて議論を行った。 開会式では、冒頭、岩田経済産業副大臣が開会挨拶を行い、続くキーノート・セッションでは、プラネタリー・バウンダリーの提唱者等の5名の著名人が登壇し、イノベーションによる気候変動の解決等について講演した。うち、国際機関からも、国際エネルギー機関(IEA)のエネルギー市場・安全保障局長がキーノート・セッションで登壇し、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の事務局長からビデオメッセージをいただいた。キーノート・セッションに加えて10のセッションを開催し、そのうち「水素の本格的な利活用への備え」セッションでは韓国の4大財閥の一つ、SKグループの副会長が登壇した。機構からは「食料・農業分野	【評価の根拠】 - 第11回「Innovation for Cool Earth Forum (ICEF)」年次総会を2024年10月9日ー10日に対面とオンラインのハイブリット形式で開催し、主なアウトプットとして、ICEF運営委員による年次総会の結果や対外的なメッセージ等を取りまとめた「ステートメント」を発表した。 - カーボンニュートラル達成に貢献する主要な革新的技術を提言するロードマップ「人工知能(AI)と気候変動緩和(第2版)」を作成し、2024年11月のCOP29(国連気候変動枠組条約第29回締約国会議)ジャパン・パビリオンにて発表した。	

	の気候変動対策」セッション、「持続可能な海上輸送」セッションにおいて、グリーンイノベーション基金事業等の取組の紹介を行った。 主なアウトプットとして、ICEF運営委員による年次総会の結果や対外的なメッセージ等を取りまとめた「ステートメント」を発表した。プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）を超える状況下において、共同イノベーションとパートナーシップを強化することの重要性等に言及した。またカーボンニュートラル達成に貢献する主要な革新的技術を提言するロードマップ「人工知能（AI）と気候変動緩和（第2版）」を作成し、2024年11月のCOP29（国連気候変動枠組条約第29回締約国会議）ジャパン・パビリオンにて発表した。		
	（5）各事業における技術流出の防止 各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備に向けて必要な取組を実施した。 具体的には、公募要領に安全保障貿易管理における留意事項を記載するとともに、必要に応じて事業者の情報管理体制等の確認を実施した。その一環で、社会実装を見据えた経済安全保障上の重要な研究開発成果の技術流出防止のため、経済産業省の指定を受けた事業について、事業者に対して、技術流出防止措置を求める取組を新たに導入した。さらに、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」で掲げられている事項を公募要領に明記する等、研究インテグリティ確保に向けた取組を実施した。 また、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和6年5月17日法律第27号）への対応については、今後示されるであろう政府方針に沿って適切な対応を行う予定である。また、経済安全保障上重要となる技術情報のさらなる追加・強化措置等についても、政府の示す方針に沿って適切な対応を行う予定である。	【評価の根拠】 技術情報流出の防止強化のため、公募要領に安全保障貿易管理における留意事項を記載するとともに、必要に応じて事業者の情報管理体制等の確認を実施した。その一環で、社会実装を見据えた経済安全保障上の重要な研究開発成果の技術流出防止のため、経済産業省の指定を受けた事業について、事業者に対して、技術流出防止措置を求める取組を新たに導入した。	
【評価軸】 NEDOとして質の高い研究開発マネジメントが行われているか。 【関連する評価指標】 当該年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点 ※指標1－1の評価結果(X)とS～D評価の関係は以下の通り整理される。 S相当：2.5≦Xであり 特に顕著な成果が認められる場合、	○指標1－1 【重要度高】【困難度高】 外部有識者により構成される委員会（外部評価委員会）において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価を得る目標について、2024年度の実績は以下の通り。 2.72点 ※達成度 136% 【外部評価委員会 委員名簿】 委員長 西野 和美 国立大学法人一橋大学 副学長 (広報・社会連携、学長特命（研究IR）) 委員 堺 和人 学校法人東洋大学 工業技術研究所 客員研究員 学校法人明治大学 理工学部 兼任教員 委員 櫻井 政考 TEAMアライアンス株式会社 代表取締役 委員 原田 文代 株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員 委員 宗像 鉄雄 国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 教授 水素エネルギー総合研究所 所長	【評価の根拠】 2024年度は目標値を上回って達成した（2.5点以上のため、A評価相当）。 【外部評価委員の主なコメント】 - プロジェクト関係者を越えた将来のユーザーや国内外の研究者等の外部のステークホルダーとの連携、独自の広報戦略により地域や幅広い世代への普及、前倒しで成果を達成した事例などについては高い評価に値する。 - 公募プロセスなど横断的な改善が進められている点は評価できる。公募時に各事業の内容や目的を周知できるとより良い提案者を集められるはずなので、入口をしっかりするのはプロジェクトの成否において重要。 - 競合企業が複数参加しているケースでは意見交換そのものが困難な場合が想定されるが、NEDOにおいて、そのような困難を認識しつつも、当該競合企業との意見交換の場を設けるなど努力をしていることは評価できる。	

	A相当：2.5≦X、 B相当：2.0≦X<2.5、 C相当：1.5≦X<2.0、 D相当：X<1.5		- 調査結果をマネジメントに活かす、周知のためのリリースを行うなどの対応は当たり前の取り組みであると感じる。通常の研究開発マネジメントの一環と感じたものは点を下げている。 - 成果として、社会実装できたかどうか、社会に対するインパクトがあるかどうかが重要。企業によっては研究のための開発がメインになって社会実装が後回しになるケースもあるので、NEDOがフォローできると良い。 - 標準の取り組みで満足されるとPDCAが回らないので、標準的な取り組みの中でも改善すべき点は探してほしい。 - 同じ分野で複数のプロジェクトが走っている。目的も期間も違うのは理解するが、プロジェクト間の連携や情報交換を、更にNEDOが推進できると良い。	
	【評価軸】 NEDOのPMgr及びPTメンバーが研究開発マネジメントを的確に実施していたか。 【関連する評価指標】 追跡調査結果で事業者が「NEDO担当者が重要な役割を果たした」と回答した率	○指標 1－2 機構が行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、機構が選ばれた割合について、2024年度の実績は以下の通り。 51.1% (97件／190件) ※達成度 128%	【評価の根拠】 2024年度は目標値を上回って達成した（達成度は120%以上）。	
		2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 （1）イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）やディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発・海外技術実証を大規模かつシームレスに支援した。また、GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップの実用化研究開発や量産化実証を支援するための公募を新たに開始した。事業開発活動への補助業務においても情報提供依頼（RFI）を踏まえて公募を実施した。 経営人材候補等の育成や外部からの専門家人材等の参画を促す取組等として、研究開発型スタートアップ支援人材育成プログラム（SSA）や大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業（MPM）も併せて実施した。 中小企業等の育成を行いつつ、将来を見据えた同分野における研究開発を進めることにより、技術の選択肢の多様化と技術革新を目指す新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業を実施した。 多様化する社会課題の解決に貢献する研究開発型スタートアップ等の研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的として、内閣府が司令塔となって、省庁横断	【評価の根拠】 - ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）やディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発・海外技術実証を大規模かつシームレスに支援した。 - GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップの実用化研究開発や量産化実証を支援するための公募を新たに開始した。事業開発活動への補助業務においても情報提供依頼（RFI）を踏まえて公募を実施した。 - 経営人材候補等の育成や外部からの専門家人材等の参画を促す取組等として、研究開発型スタートアップ支援人材育成プログラム（SSA）や大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業（MPM）も併せて実施した。	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 B ＜評定に至った理由＞ 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援においては、定量的にはAの基準を満たしている。アウトプットとアウトカムのつながりや定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるためB評定と判断した。

	的に実施する「日本版ＳＢＩＲ制度」の一翼を担うＳＢＩＲ推進プログラムを実施した。 グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行った。 2024年度は、各事業で以下の実施状況となっている。 ●ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP） 開拓コース：応募件数99件、採択件数51件 躍進コース：応募件数173件、採択件数24件 ●ディープテック・スタートアップ支援事業 第4回公募：応募件数61件、採択件数12件 第5回公募：応募件数43件、採択件数7件 第6回公募：応募件数54件、採択件数10件 ●GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業 第1回公募：応募件数24件、採択件数5件 第2回公募：応募件数12件、採択件数4件 第3回公募：応募件数15件、採択件数1件 ●研究開発型スタートアップ支援人材育成プログラム（SSA） 第7期：応募件数71人、採択件数40人 第8期：応募件数79人、採択件数40人 ●大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業（MPM）：応募件数17件、採択件数8件 ●新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業：応募件数29件、採択件数10件 ●ＳＢＩＲ推進プログラム：応募件数78件、採択件数38件 ●ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発：応募件数23件、採択件数4件		
	（2）関係機関とのネットワーク構築 オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）の活動の一環として2023年度に実施した、事業会社とスタートアップとの連携調査情報のNEDO Webサイトへの掲載や、メール媒体を中心にオープンイノベーションに係る各種情報の発信等を実施した。 スタートアップ支援機関連携協定（Plus）については、Plus参画機関のスタートアップ支援担当者を対象に外部有識者を招いた勉強会を4回開催した。その他、説明会や展示会等での連携を4件、Plus参画機関が実施するイベント・公募等の情報を、他のPlus参画機関のメールマガジン等で発信するなどの相互情報発信を45件実施した。また、2024年11月には6機関が新たにPlusに加盟した。 起業家の育成・支援をワンストップで行う支援拠点「Kawasaki-NEDO Innovation Center（K-NIC）」では、NEDOスタートアップ支援事業などの公的支援事	【評価の根拠】 スタートアップ支援機関連携協定（Plus）については、2024年11月に6機関が新たにPlusに加盟し、関係機関とのネットワークを強化した。Plus参画機関のスタートアップ支援担当者を対象に外部有識者を招いた勉強会を4回開催した。その他、説明会や展示会等での連携を4件、Plus参画機関が実施するイベント・公募等の情報を、他のPlus参画機関のメールマガジン等で発信するなどの相互情報発信を45件実施した。	

	業での採択を目標とした短期アクセラレーションプログラム「K－N I Cハンズオンプログラム」、各分野の専門家によるアドバイス、想定顧客ヒアリング、ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NE P）／開拓コースの不合格者のフォローアッププログラム、メンバー会員同士の交流会の実施など、目的に応じた多様な支援メニューを実施した。 ベンチャーキャピタルとの関係強化の取組として、ディープテック・スタートアップ支援事業等において関わりのあるベンチャーキャピタル等に対し、事業紹介や意見交換を行っている。		
	（3）特定公募型研究開発業務の実施 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 ディープテック・スタートアップ支援事業について、2024年度も通年で公募を実施し、第4回、第5回採択審査では計19件を採択し、交付手続きを完了した。第6回採択審査では10件を採択し、交付手続きを進めた。さらに、第7回の採択審査を実施した。また、事業の実施状況については4半期ごとに経済産業省に適切に報告している。	【評価の根拠】 ・ 通年で公募を実施し、第4回、第5回採択審査では計19件を採択し、交付手続きを完了した。第6回採択審査では10件を採択し、交付手続きを進めた。	
【評価軸】 NEDOとして質の高い研究開発マネジメントが行われているか。 【関連する評価指標】 当該年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点 ※指標2－1の評価結果(X)とS～D評価の関係は以下の通り整理される。 S相当：2.5≦Xであり 特に顕著な成果が認められる場合、 A相当：2.5≦X、 B相当：2.0≦X<2.5、 C相当：1.5≦X<2.0、 D相当：X<1.5	○指標2－1 【重要度高】【困難度高】 外部有識者により構成される委員会（外部評価委員会）において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価を得る目標について、2024年度の実績は以下の通り。 2.58点 ※達成度 129% 【外部評価委員会 委員名簿】 委員長 寺野 稔 北陸先端科学技術大学院大学 学長 委員 東出 浩教 早稲田大学ビジネススクール（商学研究科） 教授 委員 仮屋 蘭 聡一 グロービス・キャピタル・パートナーズ株式会社 共同創業パートナー 委員 近藤 晋 日本能率協会コンサルティング R＆Dコンサルティング事業本部 執行役員 本部長 シニア・コンサルタント 委員 池村 隆司 三井住友信託銀行 イノベーション企業推進部長	【評価の根拠】 ・ 2024年度は目標値を上回って達成した（2.5点以上のため、A評価相当）。 【外部評価委員の主なコメント】 ・ S B I Rは評点について、省庁の壁にしっかりと横ぐしを刺して対応している点を評価する。また事業がうまくいくか否かの見極めも今後の評価のポイントでもあり、引き続き頑張っていたきたい。 ・ N E D Oで取り組む事業を広げているという意味ですばらしい。スタートアップはどこかーか所で引っかかりがでると全体的に難しくなる。大学発と言ったところにも目を向けてほしい。人材不足だと会社としてもなかなか大きくなりないのでその点期待したい。 ・ 悪い意味でスタートアップを利用しようとする大手企業もいるように思う。これからの支援にあたりスタートアップにおける価値を見出してほしい。 ・ 大学発スタートアップは経営人材が地方だと特に厳しい。新しい取り組みはよいが、地方をよりよくするための期待感を含めてお願いしたい。 ・ 日本のスタートアップが狙うところがどの国であろうと、あまり縛られずに取り組むことを期待する。	
【評価軸】 N E D O担当者がスタートアップに対して研究開発マネジメントを的確に実施していたか。	○指標2－2 機構が行うスタートアップの追跡調査の結果で、関係者が機構の担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率、かつ「非常に満足している」と回答した率について、2024年度の実績は以下の通り。	【評価の根拠】 ・ 2024年度は目標値を上回って達成した（達成度は120%以上）。	

	【関連する評価指標】 追跡調査結果で事業者が「NEDO担当者の対応に非常に満足している」と回答した率	「満足している」「非常に満足している」と回答した率：96.5% (82件／85件) 「非常に満足している」と回答した率：67.1% (57件／85件) ※達成度 192%		
	【評価軸】 NEDO全体として、中堅企業・中小企業・スタートアップのNEDO事業への参画が行われているか。 【モニタリング指標】 毎事業年度における新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの比率	(4) その他の取組 2024年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合の実績は55.4%となった（Rapidus株式会社への採択額を除いた場合の実績は20.1%）。		
		3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 (1) 政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 NEDO全体および経済産業省の組織変更と連動し、機構の技術インテリジェンスの中核を担うTSCの機能・体制強化に向けた組織変更を実施し、技術インテリジェンスのハブとなる統合戦略ユニットを7月に新設した。 また、各分野の国内外の技術、市場、政策動向の俯瞰、我が国として新たに取り組むべき領域（フロンティア領域）を探索し、領域の候補を提案するため、新たにInnovation Outlookの取組を開始した。全体設計、取り纏めを担う統合戦略ユニットが中心となり、3つの横断ユニットの協力を得つつ、外部有識者によるレビュー、産業界、アカデミア、VC・金融機関、国研・政府系シンクタンク、海外関係機関等との意見交換を踏まえ内容を検討した。6つの技術ユニットが調査分析、執筆を進め、2025年3月にInnovation Outlook Ver.1.0を作成し、PJ担当部、経済産業省等に提供した。今後、提案領域についてイノベーション戦略を策定し、経済産業省を中心に重点フロンティア領域に関する政策議論への活用、2025年7月の公表を契機として他省庁や産業界等へ積極的に発信する予定である。 加えて、イノベーション戦略の先行的な取り組みとして、Innovation Outlookの検討過程や先導研究のRFIで得られた情報を活用しつつ、TSCフェローや経済産業省と議論を行った。試行的にフロンティア領域先行案件として、「極限マテリアル」領域（高温超伝導、パワーレーザー）、「地下未利用資源の活用」領域（天然水素）の2領域3研究課題について、先導研究プログラムにおいて新たに開始したフロンティア育成事業の対象として公募を実施し、TSCに置くPD候補とフロンティア部が連携して採択審査を実施した。 政策当局へのエビデンス提供としては、内閣府のマテリアル戦略有識者会議において、国内外の産業・市場動向、産業視点でのマテリアルのイノベーションについてバルーンマップやこれまでの調査に基づき報告を行った結果、2025年3月に公表	【評価の根拠】 2025年3月にInnovation Outlook Ver.1.0を作成し、PJ担当部、経済産業省等に提供した。今後、提案領域についてイノベーション戦略を策定し、経済産業省を中心に重点フロンティア領域に関する政策議論への活用、2025年7月の公表を契機として他省庁や産業界等へ積極的に発信する予定である。 - Innovation Outlookで検討したフロンティア領域のうち2領域3研究課題については、新技術先導研究プログラムにおいて新たに開始したフロンティア育成事業の対象として、公募を実施し、TSCに置くPD候補とフロンティア部が連携して、採択審査を実施した。 - 内閣府のマテリアル戦略有識者会議において、国内外の産業・市場動向、産業視点でのマテリアルのイノベーションについてバルーンマップやこれまでの調査に基づき報告を行った結果、2025年3月に公表された「有識者会議提言」にTSCから提案した「マテリアルを通じた新たな価値の創出（フロンティア・マテリアル）」が取り入れられることとなった。 - 海外の機関とのネットワーク構築については、2024年5月、2025年3月に米国のエネルギー高等研究計画局による3,000人近くの産官学関係者が参加するARPA-Eサミットに参加し、日米連携プロジェクトの創出に向けたワークショップと人材の相互派遣の推進に合意するなど、各国公的研究機関との連携を推進した。 - オープン&クローズ戦略に係る助言業務については、経済	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 S ＜評定に至った理由＞ 定量的な成果に加え、政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積については、政策に影響を与えるエビデンス提供といった質的な成果等もあり、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果であるためS評定とした。

	された「有識者会議提言」にT S Cから提案した「マテリアルを通じた新たな価値の創出（フロンティア・マテリアル）」が取り入れられることとなった。 また、資源エネルギー庁資源・燃料部に対して次世代型超臨界地熱について情報提供した結果、資源エネルギー庁および環境省による「地熱開発加速化パッケージ」の策定に貢献し、文部科学省に対して「地熱発電導入拡大研究開発／超臨界地熱資源量評価（八幡平地域）」（再生可能エネルギー部事業）において得られた調査データ等を提供した結果、同省火山調査委員会における火山の現状評価に貢献した。 T S Cによる機構内のプロジェクトの伴走支援に関する取組としては、G I 基金事業の各プロジェクトに係る最新動向メモをP J 担当部と経済産業省原課へ提供し、各P J 担当部で行っている調査に関しての仕様相談に応じた。また、プロジェクトの動向の把握に努め、事前・中間・終了時評価において分科会の説明資料作成のために計11件の情報提供を実施し、P J 担当部の定例会へオブザーバー参加した。加えて、機構内等へのアジャイルなインテリジェンスを提供する取組として、T S C コンシェルジュを設置し、技術・スタートアップ等に焦点を当てたミニ・レポート15本の機構内での配信を行い、機構役員・部長などからの問い合わせについて21件対応した。 さらに、機構全体の技術インテリジェンスの機能及び能力向上のため、T S C フェローや外部有識者等の各分野の専門家を講師に迎え、国内外の政策・産業・技術の最新のトレンドについて解説・議論を行う「技術インテリジェンス勉強会」を10回開催した。 活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上のため、産学官での研究開発等の促進に向けた機構外への情報提供・助言の強化を目的に、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会（J V C A）、一般社団法人産業競争力懇談会（C O C N）、国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター（C R D S）、株式会社日本政策投資銀行（D B J）、日本政策金融公庫（J F C）と定期的な意見交換を行った。 また、海外の機関とのネットワーク構築については、2024年5月、2025年3月に米国のエネルギー高等研究計画局による3,000人近くの産官学関係者が参加するA R P A－Eサミットに参加し、日米連携プロジェクトの創出に向けたワークショップと人材の相互派遣の推進に合意するなど、各国公的研究機関との連携を推進した。 併せて、Strategic Intelligenceの先進事例の調査結果を活用し、結果の検証と今後のT S C活動へのフィードバックを目的に、国内外の大学とのセミナー等で話題提供や研究・イノベーション学会での報告を実施した。 さらに、T S C Foresightとして、将来像レポート2件（「自然共生経済」、「デジタル社会の将来像」）、短信レポート2件、技術戦略3件を公表し、機構内外へ積極的に発信しつつ、メディア向け懇談会3回、多様なステークホルダーとのワークショップ、国内外の有識者による講演やパネル討論を含むセミナー等を開催した。その一環として、2025年2月に国際ワークショップ「Natural Hydrogen Workshop in Japan」を開催し、天然水素のエネルギー資源としての可能性を議論喚起し、国内外のプレーヤーの協業を促進した。また、2025年3月にT S C Foresightセミナー「日本のマテリアルのイノベーション：共創が拓く新時代に向け	産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）と経済産業省事業で委嘱した一般財団法人日本規格協会（J S A）を加えたチーム体制を整備し、計画認定を受けた事業者等に対して助言を行う体制を確立し、認定された9件の計画について助言を実施した。	
--	---	---	--

	て」を開催し、B t o Bビジネスとしてのマテリアルイノベーションの在り方について議論喚起を実施した。 加えて、P J 担当部においても、「太陽光発電開発戦略2025（NEDO PV Challenges 2025）」等、所掌するプロジェクトに関する技術分野の現状・課題整理、社会実装に向けた方策等をまとめた戦略等を策定、公表した。 オープン&クローズ戦略に係る助言業務については、「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（令和6年6月7日法律第45号）が施行されたことを踏まえ、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）と経済産業省事業で委嘱した一般財団法人日本規格協会（J S A）を加えたチーム体制を構築するとともに、助言時の秘密情報の取扱いに関する誓約書の整備や、機構の関連規定の改正を行い、計画認定を受けた事業者等に対する助言を行う体制を構築した。その結果、T S C の複数ユニットが連携し、9 件の事業活動に対して助言対応を実施した。		
	（2）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 先導研究プログラムでは、技術シーズに関する情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえて、T S C が取りまとめた技術インテリジェンスの活用等を行い、2024年度公募にて、計41件の革新的な技術テーマを新たに採択した。将来のナショナルプロジェクトや共同研究に繋げる観点から技術の革新性及び独創性等を重視し、29件のテーマの中間評価を行った。また、2025年度公募に向けて、R F I により得た有望な技術シーズの情報を活用して、民間企業や大学・公的研究機関等の関係者間で技術や社会像（ビジョン）の共有・議論を行う「ビジョナリー・インキュベーション・プログラム（V I P）ワークショップ」を開催した。加えてR F I により得た、244件の技術情報と政策ニーズ、N E D O のこれまでのプロジェクトや調査等に基づく技術インテリジェンスも加味したうえで、新規事業であるフロンティア育成事業に関する課題を含め、将来のナショナルプロジェクトや共同研究への発展を見据えた計21件の課題を設定した。 官民による若手研究者発掘支援事業では、計43件のテーマを新たに採択し、事業を開始した。実施中の事業については、マッチングサポートフェーズの22テーマに対して共同研究フェーズへの移行可否を決定するステージゲート審査を実施し、共同研究フェーズの32テーマに対して中間評価による継続可否を決定することで、より成果の実用化の可能性が高いテーマへの支援を見極めた。また、共同研究フェーズの成果実用化の加速を狙った新フェーズを新設・公募し、6 テーマを採択した。さらに、産学連携に関するナレッジ習得を目指す助成事業者向けのセミナーを4回開催するとともに、若手研究者の研究シーズと企業等の技術ニーズをつなぐマッチングイベントを開催し、マッチング成立に向けた支援を行った結果、14件の商談機会を得た。2025年度以降も産学のマッチングを加速させるため、支援業務を行う機関を公募により決定し、体制を整えた。 懸賞金型の研究開発事業では、2023年度に開始した3課題について、設定した研究開発課題に関するコンテストやその表彰式を開催した。この中で、コンテスト等の開催前の記者ブリーフィング、懸賞広告の課題募集、応募者に対する教育プログラムの開催等により多数の参加者を集め、また、一部の課題については、コミュニ	【評価の根拠】 - 先導研究プログラムでは、技術シーズに関する情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえて、T S C が取りまとめた技術インテリジェンスの活用等を行い、2024年度公募にて、計41件の革新的な技術テーマを新たに採択した。 - 官民による若手研究者発掘支援事業では、計43件のテーマを新たに採択し、事業を開始した。産学連携に関するナレッジ習得を目指す助成事業者向けのセミナーを4回開催するとともに、若手研究者の研究シーズと企業等の技術ニーズをつなぐマッチングイベントを開催し、マッチング成立に向けた支援を行った結果、14件の商談機会を得た。 - 懸賞金型の研究開発事業では、2023年度に開始した3課題について、設定した研究開発課題に関するコンテストやその表彰式を開催した。	

		ティづくりを促進するための応募者へのメンタリングプログラムを開催する等、将来的に共同研究につなげていく工夫を行った。また、今後の懸賞広告実施に向けてコンテスト運営や評価手法検討等の企画運営業務を担う事業者を公募で選定するとともに、新たな課題の設定について外部有識者からなる委員会において審議し、9課題を設定した。	
【評価軸】 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積が行われているか。 【関連する評価指標】 当該年度の技術インテリジェンス活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点 ※指標3－1の評価結果(X)とS～D評価の関係は以下の通り整理される。 S相当：2.5≦Xであり 特に顕著な成果が認められる場合、 A相当：2.5≦X、 B相当：2.0≦X<2.5、 C相当：1.5≦X<2.0、 D相当：X<1.5	○指標3－1 【重要度高】【困難度高】 外部有識者により構成される委員会（外部評価委員会）において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価を得る目標について、2024年度の実績は以下の通り。 2.70点 ※達成度 135% 【外部評価委員会 委員名簿】 委員長 江龍 修 学校法人藤田学園 藤田医科大学 医工学社会共創センター センター長・教授 委員 永島 学 株式会社三井物産戦略研究所 技術イノベーション情報部 コンシューマーイノベーション室 室長 委員 細田 孝宏 株式会社JBpress JBpress編集長 委員 松尾 真紀子 国立大学法人東京大学公共政策大学院 特任准教授 委員 山崎 晃 学校法人千葉工業大学 社会システム科学部 金融・経営リスク科学科 教授	【評価の根拠】 2024年度は目標値を上回って達成した（2.5点以上であり、特に顕著な成果が認められるため、S評価相当）。 【外部評価委員の主なコメント】 - Innovation Outlookの策定は大きな成果。 - ARPA-Eとの連携が具現化し、天然水素ワークショップに475名も参加集めたことは影響力のある活動と考えられる。 - 内閣府マテリアル戦略有識者会議の提言は「第7期科学技術・イノベーション基本計画」に反映される見込みであり、TSCから報告した内容が同提言に反映されたことは、「政府の重要な政策決定文書の作成への大きな影響を与えており、特に顕著な貢献が期待できる」ことから、「特に顕著な成果」である。 - オープン&クローズ戦略に関する助言業務は活動を開始して、時間がたっていないこともあり、2025年度以降の活動に期待する。 - Innovation Outlookの継続的な改善と、民間企業に対するアウトプットや啓発も検討してほしい。 - 国際連携については、主要各国だけでなく、第三国など広範な視点で、日本として攻め筋があるのか、多様な組織との連携を想定した活動を期待したい。 - 我が国の国際的なプレゼンス向上のため、成果物の英語での発信を強化してほしい - オープン&クローズ戦略に関する助言業務については、研究開発事業の参加者にはそもそも知財や標準化に関する知見が少ない方も多いため、啓発や教育指導も含めて広く対応してほしい。	
【評価軸】 技術インテリジェンス活動から得た技術シーズが、実現可能性や波及効果等を確認できる研究開発テーマに繋がったか。 【関連する評価指標】	○指標3－2 機構が行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、4段階評点の最上位または上位の区分となる比率について、2024年度の実績は以下の通り。 81.0% (17テーマ/21テーマ) ※達成度203%	【評価の根拠】 2024年度は目標値を上回って達成した（達成度は120%以上）。	

NEDOが行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズを踏まえ新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマに係る外部有識者による終了時評価結果が上位の区分となる比率			
	＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況		
	令和5年度評価における指摘事項	令和7年度計画等への反映状況 (令和6年度における取組・令和7年度計画への反映)	
	○ 研究開発成果を社会実装へ繋げる取組を一層強化していくべき。	- 研究開発事業の事前・中間・終了時評価の各段階において、2024年5月に新たに策定したロジックモデル作成ガイドラインを活用しアウトカム（社会実装）達成までの道筋を明確化した上で、実用化・事業化を見据えた知財・標準化戦略の観点でも評価を行い、それらの結果を各事業へ反映している。 - 事業期間中の有償サンプル提供、実施体制へのユーザー企業追加等、社会実装へ繋げる上で重要かつ対応方針の整理が十分ではないマネジメントの課題を抽出し、それに対して現在のルールを整理するとともに、拡張すべきルールについて検討に着手している。 - 展示会、成果報告会、ニュースリリースや記者会見等のアウトリーチ活動をはじめ、進捗が順調である事業への追加の予算配賦や成果普及を目的とした人材育成等を行うNEDO特別講座の活用など、成果の社会実装を後押しする取組は継続的に実施する。	
	○ 研究開発マネジメントやスタートアップ支援において、市場との対話は非常に重要なポイントでありグローバル市場を意識した技術開発を行う必要があるため、インタラクション（相互作用、交流）を重視していくべき。	- 上記の社会実装へ繋げる横断的な取組の中で、事業期間中の有償サンプル提供やユーザー企業の追加を行いやすくすることで、市場との対話を促す仕組みを構築する。また、展示会、報告会やマッチングイベントなど、既存の市場との対話の取組についても継続的に実施する。 - 公募時には、原則として研究開発成果の実用化・事業化の計画の有無やその実施に必要な能力を有しているか否かを応募の要件としており、提出書類として研究開発成果の実用化・事業化に関する計画書の提出を求めている。当該計画書では、市場の動向・競争力（差別化・優位性など）や想定する製品・サービスの展開先等を記載することになっており、これらの観点から事業者が市場との対話を行うことを継続的に促している。 - ディープテック・スタートアップ支援事業（DTSU）及びGX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業（GX）においては、採択審査時の評価項目において市場・顧客の観点を盛り込んでいる他、事業化連携に係る連携先の関心表明書や海外技術実証に関する計画書の提出があれば、一部フェーズにおいて助成金交付額上限の引き上げを行っている。また、海外技術実証に関する費用計上も可能としており、市場との対話をしつつ、グローバル市場を意識した研究開発を重視して着実に支援を行っている。	

	○ スタートアップ支援について、他の政府機関の支援の枠組みとの一層の連携、丁寧なフォローアップや伴走支援が重要。	- 政府系スタートアップ支援機関連携協定（P l u s）に新たに国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（J A X A）、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）、沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）、株式会社海外需要開拓支援機構（C J 機構）、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（J I C T）、及び株式会社脱炭素化支援機構（J I C N）の6 機関が加わり、全22機関での連携の枠組みに拡充した。勉強会等を通じ個別機関における支援制度の相互理解、相談窓口（P l u s O n e）を通じた問い合わせ対応等、スタートアップ支援に取り組んでいる。 - ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（N E P）では全事業者に対して、伴走支援者によるハンズオン支援等を提供している。また、「N E P－L a b（ねぷらぼ）」を開催し、N E Pの事業者及びN E P卒業生によるピッチ、パネル展示やV C等の来場者等との交流・意見交換等の機会を提供している。加えて、J E T R Oとの連携により、N E P事業のキックオフイベントをJ E T R O施設で実施し、J E T R Oのプログラムの事業紹介も積極的に行うことにより両機関のプログラムの相乗効果を生み出し、実際に両機関のプログラム両方に参加している者が複数名出ている。 - 上記N E P事業で不採択となった提案者へは、フォローとなるプログラムをKawasaki-NEDO Innovation Center（K－N I C）にて実施すると共に、支援人材候補によるメンタリングも実施している。 - ディープテック・スタートアップ支援事業（D T S U）及びG X分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業（G X）においては、採択されなかった提案者に対するフォローアップ面談を実施している。審査委員のコメントをフィードバックすることで、提案者は現時点で不足している点を把握した上で、提案内容をブラッシュアップすることができ、次回公募へのチャレンジにつながるとともに自社の成長にも寄与する取組となっている。	
	○ 技術インテリジェンスについては、政府の他のインテリジェンス関係部署と連携し、政府一丸となっていくべき。	- 経済産業省に対して、適時情報提供を行い、特許庁、産業技術総合研究所とともに、経済産業省の重点フロンティア領域の設定と推進に向けた議論を重ねている。 - 内閣府の総合科学技術・イノベーション会議（C S T I）の第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた連絡会に参加し、関係機関との意見交換を実施している。また、関連して開催された、マテリアル革新力有識者会議に参加し、話題提供を行った結果、提案した「マテリアルを通じた新たな価値の創出（フロンティア・マテリアル）」が2025年3月にとりまとめられた「有識者会議提言」に取り入れられることとなった。 - 産学官での研究開発等の促進に向けた機構外への情報提供・助言を強化する取組の一環として、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会（J V C A）、一般社団法人産業競争力懇談会（C O C N）、国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター（C R D S）、株式会社日本政策投資銀行（D B J）及び日本政策金融公庫（J F C）と定期的な意見交換を行っている。なお、J F Cに対しては、機構職員が講師となり、自動車・D X・半導体分野の市場・技術動向に関する研修を行った。	

4. その他参考情報
—

様式 2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項及び基金事業の適切な管理・執行に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	基金事業の適切な管理・執行		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第29条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第43条第1項
当該項目の重要度、困難度	【重要度高】【困難度高】：（指標4－1）	関連する政策評価・行政事業レビュー	ムーンショット型研究開発事業（予算事業ID 017230） ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（予算事業ID 017338） グリーンイノベーション基金事業（予算事業ID 017346） 経済安全保障重要技術育成プログラム（予算事業ID 018026） バイオものづくり革命推進事業（予算事業ID 017249） ディープテック・スタートアップ支援事業（予算事業ID 017269） 特定半導体基金事業（予算事業ID 017018） 安定供給確保支援事業（予算事業ID 半導体：017958、航空機部品：017701、工作機械及び産業用ロボット：017369、クラウドプログラム：017357、永久磁石：017904、蓄電池：017870、電子部品：018655）

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	指標4－1 基金管理、審査業務に係る外部有識者の評点（実績）	4段階評点の平均が最上位または上位の区分（2.0点以上）	2.58点	2.75点	—	—	—	予算額（千円）	720,806,996	1,256,748,123	—	—	—
	（上記の達成度）	—	129%	138%	—	—	—	決算額（千円）	308,228,337	405,349,568	—	—	—
								経常費用（千円）	308,228,505	405,451,381	—	—	—
								経常利益（千円）	808	△96	—	—	—
								行政コスト（千円）	308,228,505	405,451,381	—	—	—

									従事人員数	1,492人の内数	1,542人の内数	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
主な評価指標等	(別添) 中長期目標、中長期計画、年度計画			
	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
		＜自己評価＞ ○ 「Ⅱ. 基金事業の適切な管理・執行」については、以下のよう な顕著な成果が得られているため、A評価とした。	＜評価に至った理由＞ 基金事業の適切な管理・執行、財務内容の改善に関する事項については、定量的にはAの基準を満たしている。アウトプットとアウトカム のつながりや定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるためB評価と判断した。	
		【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 ＜基金事業の適切な管理・執行に関する事項＞ ・ ゼロ金利政策からの転換に機敏に対応して基金を管理されたことは評価できる。金融環境は大きく変動しているため、引き続き適切な基金運用を適切な体制で遂行してほしい。 ・ グリーンイノベーション基金事業に見られるように、事業者 に技術流失防止措置についてNEDO特別約款・交付規程を改正し、他事業に先んじて制度構築を行うなど、柔軟に対応策を講じていることは評価できる。		
	Ⅱ. 基金事業の適切な管理・執行 ① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲） ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲）			
	⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 4 件の認定特定半導体生産施設整備等計画に従って実施する 7 件の助成事業に関し、2023年度に引き続き検査及び支払等の執行業務を適切に実施した。また、新規で 2 件の認定特定半導体生産施設整備等計画に従って実施する 5 件の助成事業に関し交付決定し、検査及び支払等の執行業務を適切に実施した。 人材育成・確保及びサプライチェーンの強靱化に係る委託調査事業について、2023年度からの継続事業を 1 件実施した。	【評価の根拠】 ・ 2023年度から継続して実施する 7 件の助成事業及び2024年度から新たに実施する 5 件の助成事業について、検査及び支払等の執行業務を適切に実施した。		
	⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務 経済産業省において認定された94件の計画について、事業者から交付申請をうけ、内容を精査の上、交付決定を行った（一部、交付手続き中のものを含む）。 また、交付決定を行った事業者に対して経理指導、中間検査を実施し、円滑な執行に向けて取組を進めた。	【評価の根拠】 ・ 経済産業省において認定された94件の計画について、事業者から交付申請をうけ、内容を精査の上、交付決定を行った。		
	＜全基金に共通した取組＞ ・ 2024年 7 月及び2025年 1 月の日本銀行による利上げ後、直ちに運用中の定期預金について積極的な見直しを行い、各金融機関との交渉を経て、利上げ後の有利な約定利率の定期預金に預け替えを実施した。なお、2024年度の定期預金による受取利息の額は約60億円。			

	- 資金管理の効率性や金融情勢等を見極めた上で資金を分散するため、取扱金融機関の選定要件を定めるとともに、新たに地方銀行1行を取扱金融機関として追加した。これにより競争性の強化にも繋がった。 「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」 - 増額された基金の管理業務を適切に実施するためには人員の確保が必要であったが、過去に比較して人員確保は困難な状況であることに加え、適切な基金執行業務を行える人材を確保するという難しさもあった。このような状況の中、NEDOは経済産業省に人員の増加を働きかけ、6名の企業出向者を確保した。 「グリーンイノベーション基金事業」 2024年11月に行われた、産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会で示された技術流出防止に関する方針に基づいて、事業者には技術流出防止措置について事業戦略ビジョンへの記載を求めるなど、より踏み込んだ対応かつ本基金事業ならではの観点を踏まえて、NEDO特別約款・交付規程の改正を通じて運用方法を整理し、経済産業省とともに他事業に先んじて制度構築を行った。 - 本基金事業はプロジェクトに関係する部署が10部署に跨り、連携や交流が困難であるなかで、事業の成果最大化に向けて、水素やCO₂等で関連するプロジェクト間での連携会議や、全プロジェクトのプロジェクトマネージャー等が一堂に会した情報交換会を開催し、プロジェクト間連携に資する課題などの共有を図った。 「安定供給確保支援基金事業」 - 本事業は交付決定件数や1件あたりの金額規模も大きく研究開発事業に比べ交付決定、検査業務を適切に実施するため専門調査員を確保する必要があったが、上記と同様に人員確保が困難な状況であるなかで、迅速に基金執行体制を構築するため専門調査員の増員（4名→10名）を達成した。 - 経済産業省が認定する供給確保計画に変更が生じた場合、NEDO事業の計画変更の手続きも必要になり経済産業省及び事業者と緊密に調整する必要がある。この従来とは異なる手続について、迅速かつ適切に対応するため経済産業省及び事業者と計画変更に係る運用手順等を整理した。 「バイオものづくり革命推進事業」 - スタートアップについては、一般論として財務状況が不安定な場合など多い状況にある中で、バイオものづくり技術のコアをスタートアップが担うことが多いという実情に鑑み、NEDOの一般的なリスク審査に加えて、会計士やVCなどの属性の委員からなる審査委員会を別途組成し、スタートアップ等の企業を中心にリスク審査を実施した。 「ディープテック・スタートアップ支援事業」		
--	---	--	--

	委員会での資料共有にあたって、従前はセキュアPDF化により文字選択・検索ができない資料となっていた。今回、新たな取り組みとしてBOXツールを導入活用し、委員毎に割り振られたフォルダでのアクセス管理ができ、個々のPDFにパスをつける必要がなくなり、文字検索も可能となるなど利便性を向上させた。						
【評価軸】 基金事業の適切な管理・執行が行われているか。 【関連する評価指標】 基金管理、審査業務が適切に実行されているか、特筆すべき政策的要請による取組であること、または、他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしているか等について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点 ※指標4－1の評価結果(X)とS～D評価の関係は以下の通り整理される。 S相当：2.5≦Xであり 特に顕著な成果が認められる場合、 A相当：2.5≦X、 B相当：2.0≦X<2.5、 C相当：1.5≦X<2.0、 D相当：X<1.5	○指標4－1 【重要度高】 【困難度高】 外部有識者により構成される委員会（外部評価委員会）において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価を得る目標について、2024年度の実績は以下の通り。 2.75点 ※達成度 138% 【外部評価委員会 委員名簿】 委員長 西野 和美 国立大学法人一橋大学 副学長 (広報・社会連携、学長特命（研究IR）) 委員 堺 和人 学校法人東洋大学 工業技術研究所 客員研究員 学校法人明治大学 理工学部 兼任教員 委員 櫻井 政考 TEAMアライアンス株式会社 代表取締役 委員 原田 文代 株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員 委員 宗像 鉄雄 国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 教授 水素エネルギー総合研究所 所長	【評価の根拠】 2024年度は目標値を上回って達成した（2.5点以上のため、A評価相当）。 【外部評価委員の主なコメント】 - 各事業を通じて金融環境の変化に迅速に対応した資金管理、金融機関間の競争を促すとともにリスク分散にも寄与する取扱金融機関の追加を行ったことは評価に値する。 - 公募プロセスにおいて手続きを原則電子化、効率化のためのツールを導入活用等の好事例はNEDOの他事業にも展開を検討していただきたい。採択先の財務状況の信用リスク審査についても、事業の継続的、安定的な実施に資するため、他事業においても可能な限り実施することを望む。 - これまで経験したことのない金利の世界が来ている中で、NEDOが保有する資金は巨額であり、引き続き注意深く迅速に対応いただきたい。 - 信用調査や基金の管理は今後より重要性が増すと考えられるため、こういったところには専門人材を置く必要がある。技術に長けているだけではなく金融業界などの知見が重要。 - BOXシステムは非常に便利なので横展開してほしい。NEDO側・委員側の手間を減らしつつセキュリティを担保する方法をPJごとに考えるのではなく統一してほしい。 - 個別プロジェクトの委員入れ替えは非常に大変なので、このあたりの人材マネジメントがうまく回っていると良い。					
	<課題と対応>※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況 <table><tr><td>令和5年度評価における指摘事項</td><td>令和7年度計画等への反映状況 (令和6年度における取組・令和7年度計画への反映)</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td></tr></table>		令和5年度評価における指摘事項	令和7年度計画等への反映状況 (令和6年度における取組・令和7年度計画への反映)	—	—	
令和5年度評価における指摘事項	令和7年度計画等への反映状況 (令和6年度における取組・令和7年度計画への反映)						
—	—						

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅲ	業務運営の効率化に関する事項								
当該項目の重要度、困難度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899）					
2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	一般管理費・業務経費 の合計（一部を除く） の効率化の実績値	1.10% （毎年度平均）	—	15.01%	8.38%	—	—	—	%
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	（別添）中長期目標、中長期計画、年度計画								
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価		
		主な業務実績等			自己評価		評価	A	
						＜自己評価＞ ○ 「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」については、以下のような顕著な成果が得られているため、A評価とした。		＜評価に至った理由＞ 大規模な組織改編を行い、適切な人員配置等による業務効率化等の質的な成果等もあり、	
					【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 ＜業務運営の効率化に関する事項＞ - 基金事業の増加などで業務が拡大する中で課題が生じていた組織体制について、2024年7月1日付けで、組織変更を実施し、課題の解決だけでなく、組織における生産性・創造性、意思決定スピードの向上等を図ったことは評価できる。 - 税金を原資としているため経費管理は厳格であるべきだが、研究開発の管理に過度に労力がかかるのは好ましくなく、引き続き押印削減、手続文書の簡素化、制度の柔軟な運用などを推進していくことが求められる。 - 研修・留学を通じた人材育成にも積極的に取り組み、また対外的な広報に力を注いだことも評価に値する。		所期の目標を上回る水準であるためA評価と判断した。		
		Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 1. 柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額			【評価の根拠】 制度面・手続き面においては、業務効率化の取組として、大学・国研等を対象とした検査制度の改善、押印不要文書範囲の拡大の他、事業費への計上を認める経費の支払期限の延長、経費発生調書等の署名省略等の改善を2024年度より新た				

	計上を必要とする経費を除き、前年度比8.38%の効率化を行った。 2024年度のラスパイレス指数等について以下のとおり公表。 ラスパイレス指数は104.5となっており、国家公務員の給与水準を上回っているが、当機構は技術的知見を駆使した専門性の高いマネジメント業務を実施していることから、大学院卒が高い割合（全体の約3割）を占めており、国家公務員に比べて高い給与水準となっている。 2024年度支出予算の総額に占める国からの財政支出額は約99.9%と高い割合を占めているが、当機構が実施している日本の産業競争力強化、エネルギー・地球環境問題の解決のための産業技術開発関連事業、新エネルギー・省エネルギー関連事業等は、いずれも民間単独で行うことが困難であり、国からの財政支出によって実施されることを前提としていることによるものである。したがって国からの財政支出の割合の高さは給与水準の高さと直接結びつくものではないと考えられる。また、当機構の支出総額14,928億円に占める給与、報酬等支給総額97億円の割合は約0.6%であり、割合としては僅少であることから、給与水準は適切であると考えられる。 業務効率化の一環として、制度面、手続き面の改善活動を推進するため、テーマ毎に部署横断的なプロジェクトチーム（PT）を組成し、公募・審査・採択全体プロセスの改善や長期処分制限財産に係る関連文書の管理等含めた6つのテーマに係る取組を進めた。 また、職員の業務効率化・高度化に対する意識醸成を目的とした業務改革プレゼン大会や、職員の要望を汲み上げる業務改革ポスト等の仕組みを通じて、業務フローの効率化とコスト削減を実現した。たとえば、機構全体への情報共有ツールとしてMicrosoft Teamsを活用することでメール数を削減した。 制度面・手続き面においては、業務効率化の取組として、大学・国研等を対象とした検査制度の改善、押印不要文書範囲の拡大の他、事業費への計上を認める経費の支払期限の延長、経費発生調書等の署名省略等の改善を2024年度より新たに実施した。 また、2025年度の制度改善に向け、2024年度の「NEDO事業に係る業務改善アンケート」を実施し、事業実施者から約92%の肯定的な回答を得た。 制度面、手続き面等に関する事業実施者への説明会については、NEDO Webサイトにナレーション付説明資料を掲載することで、周知の徹底を図った。	に実施した。 2025年度の制度改善に向け、2024年度の「NEDO事業に係る業務改善アンケート」を実施し、事業実施者から約92%の肯定的な回答を得た。	
	（2）機動的・効率的な組織・人員体制 定年制固有職員の充実を図るべく、以下の通り職員を採用した。 <新卒採用> 2024年4月：27名入構 2025年4月：25名入構 <キャリア採用> 2024年4月～2025年3月：3名入構 また、産業界、学术界等の専門家・有識者について、外部からのアドバイザーとして10名、技術戦略の検討等を行うフェローとして2名を登用した。 なお、外部人材登用にあたっては、利害関係者の有無について逐一確認し、透明性の確保に努めた。 2024年7月に大規模な組織変更を実施した。業務や職員数の増加に伴い、各部署	【評価の根拠】 2024年7月に大規模な組織変更を実施した。業務や職員数の増加に伴い、各部署やグループの人数にばらつきがあったため、課やチームの単位を整えた。また、事業部門は、官庁や企業など外部の関係者にもわかりやすいよう、水素・アンモニア、再生可能エネルギー、半導体、バイオ、スタートアップなど、国の政策課題に沿った名称に変更した。同時に、管理部門の編成も簡素化し、役割を明確にすることで、業務改革が進めやすい体制を整備した。 - 近畿経済産業局に設置した「NEDOデスク」に続き、各経済産業局内にNEDOデスクを設置し、全国への設置が完了した。	

	やグループの人数にばらつきがあったため、課やチームの単位を整えた。また、事業部門は、官庁や企業など外部の関係者にもわかりやすいよう、水素・アンモニア、再生可能エネルギー、半導体、バイオ、スタートアップなど、国の政策課題に沿った名称に変更した。同時に、管理部門の編成も簡素化し、役割を明確にすることで、業務改革が進めやすい体制を整備した。 近畿経済産業局に設置した「NEDOデスク」に続き、以下のとおり、各経済産業局内にNEDOデスクを設置し、全国への設置が完了した。 ●北海道NEDOデスク：2024年9月、経済産業省が北海道や札幌市などと連携して北海道経済産業局に「GX推進チーム」を立ち上げたことにあわせて設置した。 ●中部NEDOデスク：2024年10月、中部地域の主要産業である自動車産業の大変革期、急速に進展するデジタル技術、多様化する社会課題、資源・エネルギー価格の高騰などに対応し、地域企業のオープンイノベーションを促進していくために、中部経済産業局に設置した。 ●東北NEDOデスク：2025年1月、東北地域における、半導体や自動車産業分野を中心とした中堅・中核企業等の投資拡大とスタートアップ台頭の流れを拡大し継続していくために、東北経済産業局に設置した。 ●九州NEDOデスク（沖縄地域も担当）：2025年1月、九州地域の主要産業である半導体分野を中心とした地域企業の投資拡大とスタートアップ台頭の流れを拡大するために、九州経済産業局に設置した。 ●関東NEDOデスク：2025年2月、関東地域の製造業を中心とした中堅・中小企業等の投資拡大とスタートアップ台頭の拡大、継続のために、関東経済産業局に設置した。 ●中国NEDOデスク（四国地域も担当）：2025年3月、スタートアップと中小企業等が戦略的に連携して共同研究開発等を進めるオープンイノベーションの促進や、地域のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するために、中国経済産業局に設置した。 2024年度当初予算でのムーンショット型研究開発事業と特定重要物資の安定供給確保支援業務の2基金の積み増しに加え、2024年度補正予算により、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業、特定半導体生産施設整備等助成業務、特定重要物資の安定供給確保支援業務の3基金の積み増しを行い、基金総額は2023年度末の約8.3兆円から約10.2兆円に増加する中、効率的な執行体制の整備を行った。	2024年度当初予算でのムーンショット型研究開発事業と特定重要物資の安定供給確保支援業務の2基金の積み増しに加え、2024年度補正予算により、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業、特定半導体生産施設整備等助成業務、特定重要物資の安定供給確保支援業務の3基金の積み増しを行い、基金総額は2023年度末の約8.3兆円から約10.2兆円に増加する中、効率的な執行体制の整備を行った。	
	（3）外部能力の活用 2024年7月に実施した組織変更のタイミングにあわせて、名刺作成業務の外部委託を実施した。 また、消耗品管理、郵便・宅配物の荷受等の定型業務について、外注化する場合における、具体的な仕様の作成を開始した。		
	2. 組織の根幹を支える固有職員及びPMgr人材の育成 様々な制約（育児、介護、病気治療等）を抱える職員に対する両立支援等、多様な働き方の実現のため、職員の生の声を聴取のうえ、フレックスタイム制の対象者拡大、勤務時間帯の選択肢の拡充、特別休暇の拡充等を実施した。 定年制固有職員に対し、各階層別研修、英語研修を実施した。	【評価の根拠】 機構職員のプロジェクトマネジメント能力強化のための「プロジェクト運営人材基礎研修」を対面／オンデマンドで10講座、「プロジェクト運営人材上級講座」を対面で5講座、実施した。実際にプロジェクトマネジメントで得られた知見を共有するため、機構職員等が講師となる「プロ	

		- 機構職員のプロジェクトマネジメント能力強化のための「プロジェクト運営人材基礎研修」を対面／オンデマンドで10講座、「プロジェクト運営人材上級講座」を対面で5講座、実施した。実際にプロジェクトマネジメントで得られた知見を共有するため、機構職員等が講師となる「プロジェクトマネジメント勉強会・プロジェクトマネジメント報告会」を8講座実施した。 - 機構職員に対し、文書管理、契約・検査、知財管理、システム操作等、各種業務を行う上で必要な研修を対面／オンライン／オンデマンドにて実施した。 - 海外経験を得るための新たな制度として海外事務所に数か月から半年程度派遣する海外トレーニー制度の運用を開始し、4名の職員を派遣した。 - 国内大学院に2名、海外大学院に1名の職員を派遣しており、自己研鑽を支援する研修補助制度を継続して運用した。また、制度の認知度向上のための機構内周知として留学成果報告会を行い、47名が参加した。 - 外部人材の登用に関しては、プロジェクト管理等を担う実務経験を有する外部人材3名をキャリア採用した。	ジェクトマネジメント勉強会・プロジェクトマネジメント報告会」を8講座実施した。 海外経験を得るための新たな制度として海外事務所に数か月から半年程度派遣する海外トレーニー制度の運用を開始し、4名の職員を派遣した。	
		3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 次期情報基盤サービスの調達については、計画通り、2025年1月に契約を締結し、2025年11月のサービス開始に向け、要件定義、サービス定義を開始しており、予定通り進捗している。 (Project Management Officeの支援実績) D X推進会議を9回実施し、機構全体の今後のD X施策等を議論・推進した。 (クラウドサービスの活用実績) 全職員への「Microsoft 365」または「情報基盤サービス（メール、Web会議、ポータル等）」や人事評価サービス及び名刺共有サービスの提供など、SaaSを引き続き活用した。また、2024年8月に、一部ユーザー向けにクラウド型仮想デスクトップサービスを導入した。 (業務プロセスのデジタル化の実績) 機構及び事業者等間で利用するシステムについて、事業者の負担軽減、業務効率化に向けた更なるデジタル化活動として、システム利用開始時の申請書類の押印について、GビズIDによる認証に代替することによって省略する改修に取り組み、2025年3月末に改修を完了した。 2019年から利用している機構及び事業者等の間で利用するNEDOの基幹システムについて、次期システムの導入に向けたシステム化構想と計画の策定に着手した。現状の各種課題の把握から解決案の策定、次期システムの構築に必要な機能、品質、スケジュール等の計画書を作成し、2025年2月末に完了した。引き続き、この策定したシステム化構想と計画を基に、次期システムの調達仕様書の作成、システム移行の具体化へ向けて、取組を開始している。	【評価の根拠】 機構及び事業者等間で利用するシステムについて、事業者の負担軽減、業務効率化に向けた更なるデジタル化活動として、システム利用開始時の申請書類の押印について、GビズIDによる認証に代替することによって省略する改修に取り組み、2025年3月末に改修を完了した。	
		4. 積極的な広報の推進 産業界を含めた国民全般に対し、機構の取組やそれにより得られた具体的な技術開発成果の情報発信を図るべく、2024年度は英語版6件含むニュースリリース86件	【評価の根拠】 記者にプロジェクトマネージャー(PMgr)を紹介する企画や現地見学会、ブリーフィングを含む記者説明会を23	

	を報道機関等に向けて発信し、NEDO Web サイトにも掲載した。また、機構の最新情報を発信する記事である「トピックス（最近の動き）」をWeb サイトに66件掲載した。加えて、Web サイトの見直しを図り、分かりやすい導線設計と視認性の向上を企図したリニューアルを実施した。 その他の取組としては、記者にプロジェクトマネージャー（PMgr）を紹介する企画や現地見学会、ブリーフィングを含む記者説明会を23件、展示会・成果報告会・セミナー・シンポジウムをオンライン開催を含め107件実施した。その一環として、2024年6月には、世界の新エネルギー技術開発において先駆的役割を果たした「サンシャイン計画」の策定から50年を記念し、「サンシャイン計画50周年記念シンポジウム」を開催した。シンポジウムではサンシャイン計画の成果や意義、これからの再生可能エネルギーの開発の最前線に関する講演を実施した。 SNSについては、XやFacebookなどの投稿数を7割増やして発信を強化したほか、海外向けの情報発信を強化していくため、英語版のXアカウント及びLinkedInアカウントを新規で開設した。また、一般の方に分かりやすい動画を掲載する場として、YouTubeのサブチャンネル「NEDO PR Channel」を開設し、NEDOの組織PR動画や分かりやすさを重視した分野紹介動画12本を制作しており順次公開している。また、朝日小学生新聞、日刊工業新聞で連載記事掲載を実施し、「NEDO Web Magazine」にも掲載した。 こうした情報発信の取組により、2024年度は新聞記事約2,500件、テレビ放映20件のメディア露出につながった。 NEDOプロジェクトの成功事例を紹介するWeb コンテンツ「NEDO実用化ドキュメント2024」について3件の新規掲載を行うとともに、コンテンツの要約及び過去事例の主題を掲載した冊子（日・英版）の作成、事例紹介動画の公開及びSNSによる情報発信を実施した。また、「NEDO実用化ドキュメント2025」として、新たに4件の事例を選定し、Web 記事、動画、SNS等の各種コンテンツを制作した。	件、展示会・成果報告会・セミナー・シンポジウムをオンライン開催を含め107件実施した。 - 一般の方に分かりやすい動画を掲載する場として、YouTubeのサブチャンネル「NEDO PR Channel」を開設し、NEDOの組織PR動画や分かりやすさを重視した分野紹介動画12本を制作しており順次公開している。 - こうした情報発信の取組により、2024年度は新聞記事約2400件、テレビ放映20件のメディア露出につながった。	
	5. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上 （1）外部評価活用と自己改革の徹底 2024年度に評価対象であった全ての事業について、機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築し、必要性、効率性、有効性の観点から評価を実施した。事前評価及び中間評価結果をその後の事業運営に反映させ、終了時評価結果は以後の機構のマネジメントの改善に活用した。		
	（2）適切な調達の実施 「調達等合理化計画」に基づく取組として、これまで競争参加者拡大のため取り組んできた入札予定の事前公表、SNSによる最新情報の発信、研究開発事業等の委託事業の公募において一者応募だった場合の公募期間の延長、仕様書の見直しの検討等を通じて、引き続き競争性の確保に努めた。 調達等合理化計画に基づき 事前点検対象となる競争性のない随意契約24件については、全ての案件を契約・助成審査委員会において事前点検した。 また、契約監視委員会を開催し、前年度の契約の点検・見直しを行った結果、競争性のない随意契約の必要性や一者応札・応募の改善に向けた取組の妥当性について、同委員会において了承を得たところであるが、引き続き、公募期間の延長や仕	【評価の根拠】 調達等合理化計画に基づき 事前点検対象となる競争性のない随意契約24件については、全ての案件を契約・助成審査委員会において事前点検した。	

	様書の見直し等に取り組み、一般競争入札による契約を原則として、競争性の確保に努めた。	
	＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況	
	令和５年度評価における指摘事項	令和７年度計画等への反映状況 (令和６年度における取組・令和７年度計画への反映)
	—	—

4. その他参考情報	
—	

様式 2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899）

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	期末における運営費交付金債務残高	—	—	462億円	1,078億円	—	—	—	1,540億円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
	<u>(別添) 中長期目標、中長期計画、年度計画</u>				
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		主な業務実績等	自己評価	評定	B
			＜自己評価＞ ○ 「Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項」については、以下の通り、着実な業務運営がなされていることからB評価とした。	＜評定に至った理由＞ 所期の目標を達成しておりB評定とした。	
			【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 ＜財務内容の改善に関する事項＞ ・ 資金の運用に制限のあるなか、預金利率に着目し、最小のリスクで効果を発揮していることは評価に値する。		
	Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項 4. 繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、残り1件について企業化状況報告を受けている状況。事業者において収益等が生じた場合、引き続き適切な調査・回収に努める。				
	5. 自己収入の増加へ向けた取組 運営費交付金の預金の運用等により、自己収入の獲得に努めた。				
		6. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 年度末における契約締結済又は交付決定済でない運営費交付金債務を抑制するために、事業の進捗状況の把握等や、国内外の状況を踏まえた研究開発のニーズに迅速に応えるための予算再配分による期中の追加予算措置等、適切な予算の執行管理及び費用化を促進する取組を実施した（2024年度末の運営費交付金債務残高は1,078			

		億円。うち約407億円はG X移行債を財源として、2024年度～2028年度の5年間で執行する計画であるG X分野のD T S U事業によるもの）。		
		7．短期借入金の限度額 (実績無し)		
		8．剰余金の使途 2024年度末の利益剰余金は、3勘定（一般勘定、電源利用勘定、エネルギー需給勘定）で主に研究開発資産売却収入等で28億円を計上した。なお、これらの利益は、総務省の示す認定基準に合致しないことから、目的積立金の申請はしていない。		
		9．その他主務省令で定める事項等 (1) 施設及び設備に関する計画 (該当無し)		
		(2) 人事に関する計画 (再掲) 定年制固有職員の充実を図るべく、以下の通り職員を採用した。 このうち、外部人材の登用に関しては、プロジェクト管理等を担う実務経験を有する外部人材3名をキャリア採用した。 <新卒採用> 2024年4月：27名入構 2025年4月：25名入構 <キャリア採用> 2024年4月～2025年3月：3名入構	【評価の根拠】 ・ 定年制固有職員の充実を図るべく、新卒採用において、2024年度に27名、2025年度に25名、キャリア採用において3名を採用した。	
		(3) 中長期目標の期間を超える債務負担 (実績なし)		
		(4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第19条第1項に規定する積立金の使途 (記載事項なし)		
		<課題と対応>※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況		
		令和5年度評価における指摘事項	令和7年度計画等への反映状況 (令和6年度における取組・令和7年度計画への反映)	
		—	—	

4．その他参考情報
予算と決算の乖離が10%以上となる項目については、研究開発の不確実性、予見不可能性等の特性に起因する状況変化によるもので、当該項目にかかる研究マネジメント等の活動全体に影響を及ぼすものではない。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899）

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
	（別添）中長期目標、中長期計画、年度計画				
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		主な業務実績等	自己評価	評定	B
			＜自己評価＞ ○「V. その他業務運営に関する重要事項」については、以下の通り着実な業務運営がなされていることからB評価とした。	＜評定に至った理由＞ 所期の目標を達成している水準であり、着実な業務運営がなされていると認められるためB評定とした。	
			【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 ＜その他業務運営に関する重要事項＞ 不祥事発生の未然防止のための取り組み、不正事案への対処など、いずれも組織的に対応する仕組み作りが進んでいることは評価できる。公益通報制度が目的通りに運用されていることを組織に浸透させ、公正に運用することで不正の抑止力となるため、さらなる積み重ねが必要である。		
		V. その他業務運営に関する重要事項 1. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進 内部統制に関する取組については、内部統制・リスク管理推進委員会において、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行うとともに、2024年度の行動計画を策定し、機構内に周知した。 コンプライアンスの取組については、新規入構職員全員を対象にした機構が果たすべき責任・役割を十分認識させることを目的としたコンプライアンス基礎研修や外部講師によるコンプライアンス研修等の各種研修を随時実施するとともに、役職員のコンプライアンス意識向上のため、業務実施上の留意事項やコンプライアンス関連の各種情報をイントラネットに掲載することにより周知した。 監査については独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を実施した。その際、監査組織は単なる問題点の指摘にとどまることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告書を作成し	【評価の根拠】 不祥事発生の未然防止・再発防止の取組については、事業者向けに対してはNEDO Webサイトにナレーション付説明資料を掲載し、機構内向けには研修や、契約・検査担当者を対象とした会議を21回開催することで、契約検査事務や制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応などについて周知徹底を図った。		

		た。 不祥事発生の未然防止・再発防止の取組については、事業者向けに対してはN E D O W e bサイトにナレーション付説明資料を掲載し、機構内向けには研修や、契約・検査担当者を対象とした会議を21回開催することで、契約検査事務や制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応などについて周知徹底を図った。 不正事案への対処については、公益通報等に対して適切に対応するほか、事業者の調査、契約解除、公正証書による債権回収などの手法やノウハウを集約して共有するとともに、契約・検査専門職員等に対して特別検査研修を行うことで検査実務の能力向上を図った。また、過去の不正事案を踏まえた臨時検査について、2024年度実施方針を定め、各事業担当部と連携し着実に実施した。						
		2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が2023年7月に改定されたことを受け、昨年度N E D O情報セキュリティ規程類の改正を行った。今年度は、策定が必要な実施手順等を洗い出し、必要な手順書等の改訂と新規策定を行った。 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である I S O／I E C 2 7 0 0 1では、サーベイランス審査及び I S M Sの新規格への移行審査を受審し、判定の結果、 I S M S 認証維持となった。	【評価の根拠】 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である I S O／I E C 2 7 0 0 1では、サーベイランス審査及び I S M Sの新規格への移行審査を受審し、判定の結果、 I S M S 認証維持となった。					
		3. 技術流出の防止 （再掲）各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備に向けて必要な取組を実施した。 具体的には、公募要領に安全保障貿易管理における留意事項を記載するとともに、必要に応じて事業者の情報管理体制等の確認を実施した。その一環で、社会実装を見据えた経済安全保障上の重要な研究開発成果の技術流出防止のため、経済産業省の指定を受けた事業について、事業者に対して、技術流出防止措置を求める取組を新たに導入した。さらに、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」で掲げられている事項を公募要領に明記する等、研究インテグリティ確保に向けた取組を実施した。 また、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和6年5月17日法律第27号）への対応については、今後示されるであろう政府方針に沿って適切な対応を行う予定である。また、経済安全保障上重要となる技術情報のさらなる追加・強化措置等についても、政府の示す方針に沿って適切な対応を行う予定である。	【評価の根拠】 各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公募要領に安全保障貿易管理における留意事項を記載するとともに、必要に応じて事業者の情報管理体制等の確認を実施した。その一環で、社会実装を見据えた経済安全保障上の重要な研究開発成果の技術流出防止のため、経済産業省の指定を受けた事業について、事業者に対して、技術流出防止措置を求める取組を新たに導入した。					
		4. 情報公開・個人情報保護の推進 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に基づき適切に対応するとともに、毎月、情報公開・個人情報保護研修を実施した。						
		<課題と対応>※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況 <table><tr><td>令和5年度評価における指摘事項</td><td>令和7年度計画等への反映状況 (令和6年度における取組・令和7年度計画への反映)</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td></tr></table>			令和5年度評価における指摘事項	令和7年度計画等への反映状況 (令和6年度における取組・令和7年度計画への反映)	—	—
令和5年度評価における指摘事項	令和7年度計画等への反映状況 (令和6年度における取組・令和7年度計画への反映)							
—	—							

4. その他参考情報

項目別調書 NO	対応する中長期目標	対応する中長期計画	対応する年度計画
I. — 1 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。 （1）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 ナショナルプロジェクトは、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い研究開発に対し、NEDOの資金提供と研究開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業及び研究開発に伴って実施する技術の有効性を確認するための実証事業である。テーマ公募型事業は、技術分野や研究開発課題を指定した上で、民間企業等から幅広く提案を募る形態による研究開発事業である。 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行うものとする。なお、各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトマネージャー（以下「PMgr」という。）が中心となるPTを組むことを基本とする。PMgrは事業の成果・効果を最大化させるため、実務責任者として担当事業全体の進行を計画・管理し、事業遂行にかかる業務を統括する。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。 また、産業構造審議会経済産業政策新基軸部会において、NEDOに導入するとされている懸賞金制度については、先導研究等の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを蓄積・整備し、従来型の研究開発手法を変えていく制度として、導入を進める。	I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。 （1）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 ナショナルプロジェクトは、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い研究開発に対し、機構の資金提供と研究開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業及び研究開発に伴って実施する技術の有効性を確認するための実証事業である。テーマ公募型事業は、技術分野や研究開発課題を指定した上で、民間企業等から幅広く提案を募る形態による研究開発事業である。 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行う。なお、各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトマネージャー（以下「PMgr」という。）が中心となるPTを組むことを基本とする。 PMgrは事業の成果・効果を最大化させるため、実務責任者として担当事業全体の進行を計画・管理し、事業遂行にかかる業務を統括する。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。 また、産業構造審議会経済産業政策新基軸部会において、機構に導入するとされている懸賞金制度については、先導研究等の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを蓄積・整備し、従来型の研究開発手法を変えていく制度として、導入を進める。	I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション¹創出への貢献 研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。 ※脚注記載 1 ここでの「イノベーション」としては、（1）社会・顧客の課題解決につながる革新的な手法（技術・アイデア）や既存手法の新たな組合せで新たな価値（製品・サービス等）を創造し、（2）社会・顧客の普及・浸透を通じて、（3）ビジネス上の対価（キャッシュ）の獲得、社会課題解決に貢献する一連の活動を念頭に置いている。 （1）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行う。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。 また、懸賞金制度については、先導研究等の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを引き続き蓄積する。

	① 事業の企画立案 事業の企画立案においては、国やNEDOイノベーション戦略センター（以下「TSC」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要な要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。 経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要な応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示すものとする。また、中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画に反映する。特に研究開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。この際、標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化のあり方も検討することとする。 ② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行うものとする。 委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。 さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に	① 事業の企画立案 事業の企画立案においては、国や機構のイノベーション戦略センター（以下「TSC」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要な要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。 経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要な応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示す。また、中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画に反映する。特に研究開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。この際、標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化のあり方も検討する。 ② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行う。 委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。 さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に	① 事業の企画立案 事業の企画立案においては、国や機構のイノベーション戦略センター（以下「TSC」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要な要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。 経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要な応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示す。また、中長期視点や世界市場も見据えた視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画に反映する。特に研究開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。この際、標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化のあり方も検討する。 ② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行う。 委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。 さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に
--	--	--	--

	応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、原則令和５年度以降開始する全ての交付金事業に導入する。 加えて、NEDOの研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。 研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、NEDOとして、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案すること、上記に記載した通り、事業開始段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施することを通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めることなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行うものとする。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行うものとする。 ③ 事業開始後の評価 各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行う。また、OODA³ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及びNEDOとしての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表するものとする。 また、NEDOは、研究開発成果の企業等による速やかな社会実装を支援することで、経済効果（アウトカム）の創出に繋げることが重要である。これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にも	応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、原則令和５年度以降開始する全ての交付金事業に導入する。 加えて、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。 研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、機構として、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案すること、上記に記載した通り、事業開始段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施することを通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めることなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行う。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行う。 ③ 事業開始後の評価 各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行う。また、OODA³ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及び機構としての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表する。 また、機構は、研究開発成果の企業等による速やかな社会実装を支援することで、経済効果（アウトカム）の創出に繋げることが重要である。これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する取組を行う。第１期中期	応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、原則新たに開始する交付金事業に導入する。加えて、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。 研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、機構として、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案したり、知財・標準化戦略の内容を踏まえた事業の実施を通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めるなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行う。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行う。 ③ 事業開始後の評価 各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行う。また、OODA²ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及び機構としての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表する。 また、機構は、研究開発成果の企業等による速やかな社会実装を支援することで、経済効果（アウトカム）の創出に繋げることが重要である。これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する取組を行う。第１期中期
--	---	---	---

	たらした経済効果（アウトカム）を把握する取組を行う。第1期中期目標期間に開始された事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）は、第4期中長期目標期間において、約2.7兆円（2023年2月時点）と推計されること、懸賞金型の研究開発の導入等を通じて研究開発マネジメントの高度化を図ることにより、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）については、将来的にそれ以上の規模の効果を創出することを目指す。さらに、第5期中長期目標期間のNEDOの研究開発成果を通じて、将来的に期待される経済効果（アウトカム）について、事業の企画立案段階から予測・推計する取組を行う。加えて、過去事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）把握から得られる研究開発マネジメント及び社会実装に向けた取組に係る好事例や課題を整理・分析することによって第5期中長期目標期間における研究開発マネジメントへのフィードバックを適切に行うものとする。 ※脚注記載 3 OODA(ウーダ)は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。 （2）国際実証・国際共同研究事業の実施 国際実証・国際共同研究事業は、非化石エネルギーを発電に利用する技術、エネルギー使用合理化のための技術、鉱工業の技術等の海外における実証事業及び外国の研究開発機関等と連携し、相互の強みを持ち寄って行う国際共同研究プロジェクト等の事業である。こうした海外実証等を通じて、我が国の先進的技術の国内外での普及を図る。 各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトチーム長が中心となるPTを組むことを基本とし、本事業の特性を踏まえた上で、1.（1）に準じて、業務を行うものとする。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。 ① ムーンショット型研究開発事業 総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏ま	目標期間に開始された事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）は、第4期中長期目標期間において、約2.7兆円（2023年2月時点）と推計されること、懸賞金型の研究開発の導入等を通じて研究開発マネジメントの高度化を図ることにより、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）については、将来的にそれ以上の規模の効果を創出することを目指す。さらに、第5期中長期目標期間の機構の研究開発成果を通じて、将来的に期待される経済効果（アウトカム）について、事業の企画立案段階から予測・推計する取組を行う。加えて、過去事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）把握から得られる研究開発マネジメント及び社会実装に向けた取組に係る好事例や課題を整理・分析することによって第5期中長期目標期間における研究開発マネジメントへのフィードバックを適切に行う。 ※脚注記載 3 OODA(ウーダ)は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。 （2）国際実証・国際共同研究事業の実施 国際実証・国際共同研究事業は、非化石エネルギーを発電に利用する技術、エネルギー使用合理化のための技術、鉱工業の技術等の海外における実証事業及び外国の研究開発機関等と連携し、相互の強みを持ち寄って行う国際共同研究プロジェクト等の事業である。こうした海外実証等を通じて、我が国の先進的技術の国内外での普及を図る。 各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトチーム長が中心となるPTを組むことを基本とし、本事業の特性を踏まえた上で、1.（1）に準じて、業務を行う。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。 ① ムーンショット型研究開発事業 総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏ま	目標期間に開始された事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）は、第4期中長期目標期間において、約2.7兆円（2023年2月時点）と推計されること、懸賞金型の研究開発の導入等を通じて研究開発マネジメントの高度化を図ることにより、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）については、将来的にそれ以上の規模の効果を創出することを目指す。 さらに、第5期中長期目標期間の機構の研究開発成果を通じて、将来的に期待される経済効果（アウトカム）について、事業の企画立案段階から予測・推計する取組を行う。加えて、過去事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）把握から得られる研究開発マネジメント及び社会実装に向けた取組に係る好事例や課題を整理・分析することによって第5期中長期目標期間における研究開発マネジメントへのフィードバックを適切に行う。 ※脚注記載 2 OODA(ウーダ)は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。 （2）国際実証・国際共同研究事業の実施 エネルギー関連産業の国内外への展開と、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、さらに日本のエネルギーセキュリティへの貢献、各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、相手国政府機関・企業等と共同で海外実証事業等を実施する。 加えて、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に資するため、二国間クレジット制度（JCM）等を活用して、我が国の優れた低炭素技術・システムの海外実証を行い、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、我が国のJCMクレジット獲得を目指す。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。 ① ムーンショット型研究開発事業 総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏ま
--	--	---	---

	え、N E D Oは、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「P D」という。）の任命、プロジェクトマネージャーの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・終了時評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担うものとする。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。	え、機構は、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「P D」という。）の任命、プロジェクトマネージャーの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・終了時評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担う。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。	え、機構は、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「P D」という。）の任命、プロジェクトマネージャーの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・終了時評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担う。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価する。 令和6年度は、P DおよびサブP Dからなるマネジメント会議の下に設置した分科会においてプロジェクトの進捗確認を複数回行うとともに、マネジメント会議を経たのちに、内閣府が設置する総合科学技術・イノベーション会議及び戦略推進会議における議論等を踏まえ、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。また、目標達成に向けてポートフォリオを強化するための公募も実施する。
	② ポスト5 G情報通信システム基盤強化研究開発事業 経済産業省が策定する研究開発計画に従い、N E D Oは、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行うものとする。	② ポスト5 G情報通信システム基盤強化研究開発事業 経済産業省が策定する研究開発計画に従い、機構は、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担う。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行う。	② ポスト5 G情報通信システム基盤強化研究開発事業 経済産業省が策定する研究開発計画に従い、機構は、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担う。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行う。 ポスト5 G情報通信システムの開発・製造基盤の強化及びデジタル社会と脱炭素化の両立の実現を目指し、令和6年度は、引き続き研究開発計画に従い公募を複数回実施し、技術推進委員会やステージゲート審査など進捗管理を適切に実施する。さらに、イベント開催等を通じた広報や技術・市場動向の調査等に取り組み、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行う。
	③ グリーンイノベーション基金事業 経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、N E D Oは、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「W G」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。本基金事業の実施にあたり、N E D Oは、本基金の管理・運用、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する「研究開発・社会実装計画」の作成支援、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクトマネージャーの選任、実施者に対する事業推進支援、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言、W Gへのプロジェクトの進捗報告、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催、重点分野における技術・市場	③ グリーンイノベーション基金事業 経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、機構は、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「W G」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。本基金事業の実施にあたり、機構は、本基金の管理・運用、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する「研究開発・社会実装計画」の作成支援、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクトマネージャーの選任、実施者に対する事業推進支援、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言、W Gへのプロジェクトの進捗報告、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催、重点分野における技術・市場動向の調査、	③ グリーンイノベーション基金事業 経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、機構は、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「W G」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。 具体的には、令和6年度は、引き続き本基金の管理・運用を適切に行い、担当省庁のプロジェクト担当課室に対して「研究開発・社会実装計画」の作成・変更を支援し、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務を円滑に進める。その際、プロジェクトマネージャーの選任等により事業推進体制を構築し、技術・社会実装推進委員会の開催を通じてプロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言やステージゲートの審査を行い、重

	動向の調査、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告等を担うものとする。ただし、本基金事業で対象とする研究開発テーマは革新的なものであり、企業等が困難な課題に挑戦した結果としての計画の未達成や途中での計画変更は当然あるものとする。そのため、開発の途中段階における進捗確認やその評価が実施者の過度の負担にならないように配慮する。 ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。NE D Oは、国の研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想を実現するため、PD又はプログラム・オフィサーを任命し、研究開発課題の進捗管理・評価等を行うものとする。 ⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。NE D Oは、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。 （４）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議 I C E F (Innovation for Cool Earth Forum)等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進めるものとする。 さらに、日本の技術の海外展開と海外における研究開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとってW i n－W i nの関係となるような連携の推進を図る。 （５）各事業における技術流出の防止	本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告等を担っている。ただし、本基金事業で対象とする研究開発テーマは革新的なものであり、企業等が困難な課題に挑戦した結果としての計画の未達成や途中での計画変更は当然あるものとする。そのため、開発の途中段階における進捗確認やその評価が実施者の過度の負担にならないように配慮する。 ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。機構は、国の研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想を実現するため、PD又はプログラム・オフィサーを任命し、研究開発課題の進捗管理・評価等を行う。 ⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。機構は、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担う。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。 （４）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議 I C E F (Innovation for Cool Earth Forum)等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進める。 さらに、日本の技術の海外展開と海外における研究開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとってW i n－W i nの関係となるような連携の推進を図る。 （５）各事業における技術流出の防止	点分野における技術・市場動向の調査等を実施する。プロジェクトの進捗についてはWGへ報告を行い、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表も行う。さらに、本基金事業の特設サイト構築やイベント開催等を通じた戦略的広報に取り組み、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行う。 ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。 令和６年度は、前年度に公募・採択審査中であったプロジェクトの採択決定を行うとともに、これも含め採択を終えたプロジェクトについては、その進捗管理等を行う。また、国が新たに研究開発構想を策定したプロジェクトについては、その研究開発構想に基づき、PD又はプログラム・オフィサーを任命し、プロジェクトの公募、採択等を行う。 ⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、令和６年度は、前年度採択された案件について、社会実装・技術推進委員会等の外部有識者の知見をいかしつつ、イノベーションの創出及び研究開発成果の社会実装に繋がる実用化研究開発・実証に向けた事業を継続的に支援するとともに、第２回公募の採択審査において応募事業の審査・採択を行い、支援を開始する。 （４）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 第 11 回“Innovation for Cool Earth Forum（I C E F）”を実施する。令和６年度は、I C E Fの主要テーマである「カーボンニュートラル」の実現に向け、技術及び社会基盤のイノベーションを促進するべく、引き続き議論を深化させる。また、国際機関との連携を引き続き実施するとともに、海外における国際会議においてI C E Fの成果を発表するなど、気候変動問題の解決に向けた更なるイノベーションの促進に貢献していく。 また、日本の技術の海外展開の促進及び海外における研究開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を発展させる。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとってW i n－W i nの関係となるような連携の推進を図る。 （５）各事業における技術流出の防止
--	---	---	--

	各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進するものとする。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施するものとする。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施するものとする。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、後述 3.（1）に記載する T S Cを中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に係るプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実に行うものとする。 なお、N E D Oが上記（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すこと、また、（4）及び（5）の取組を着実にを行うことを目的として、以下のとおり定量指標を設定する （定量指標） 指標 1－1：当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①N E D Oとして質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫やN E D Oの大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】	各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施する。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施する。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、後述 3.（1）に記載する T S Cを中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に係るプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実に行う。 なお、機構として上記（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげること、また、（4）及び（5）の取組を着実にを行うこととし、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標 1－1 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①機構として質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫や機構の大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。	各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施する。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施する。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、後述 3.（1）に記載する T S Cを中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に係るプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実に行う。 なお、機構として上記（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげること、また、（4）及び（5）の取組を着実にを行うこととし、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標 1－1 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①機構として質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫や機構の大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。
--	---	---	---

	指標 1－2：NEDOが行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、NEDOが選ばれた割合 40%以上を目指す（第4期中長期目標期間の実績平均は、32.2%）。（アウトカム指標） ＜目標水準の考え方＞ 指標 1－1：NEDOは、高度な研究開発マネジメントを実施し研究開発成果を得て、その成果を速やかに企業等の事業化・社会実装に繋げることを支援する役割が求められており、NEDOの研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかを評価するための定量指標を設けることとする。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 指標 1－2：NEDOは、第4期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員1人当たりの業務が増加しているが、その中でも高い割合を求めることを目標とする。 NEDOは、平成26年度からPMgr制度を導入して、NEDOがより主体的にプロジェクトマネジメントを推進している。本指標は、NEDOのPMgr及びPTメンバーがプロジェクトを的確にマネジメントできていたか、それがプロジェクト実施者を含むステークホルダーにどう評価されているかを、的確に調査を行うことで測定するものである。この割合を高めることは、各プロジェクトにおけるPMgr及びPTメンバーの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントの貢献を評価する指標としても適切なものである。 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標 1－1 【重要度高】：NEDOは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた高度な研究開発マネジメントを行って研究開発を成功に導き、その成果を企業等が速やかに社会実装に繋げることを支援する組織である。このため、NEDOが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすることが最も重要である。 【困難度高】：本定量指標は、幅広い技術分野や政策目的に応じた	指標 1－2 機構が行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、機構が選ばれた割合 40%以上を目指す（第4期中長期目標期間の実績平均は、32.2%）。（アウトカム指標）	指標 1－2 機構が行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、機構が選ばれた割合 40%以上を目指す。（アウトカム指標）
--	---	--	--

	研究開発プロジェクト等に対して、専門的知見、人的ネットワーク、マネジメントスキル等を駆使し、個々のプロジェクトや事業者の実情に応じたマネジメントの工夫、及び事業者が創出する研究開発成果を求める困難度の高い指標である。		
I. ー2 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、NEDOは、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、NEDOにおけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。 (1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 NEDOはこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第4期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。 第5期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。	2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、機構は、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、機構におけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。 (1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 機構はこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第4期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。 第5期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、下記のディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部から	2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、機構は、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、機構におけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。 (1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 機構はこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第4期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。 令和6年度には、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、下記のディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参

	また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 6 年 6 月 7 日法律第 45 号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「N E D O 法」という。）が一部改正され、N E D O によるディープテック⁴分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された⁵（N E D O 法第 15 条第 3 号の 2）。本補助業務は、情報提供依頼（RFI）を活用するなどにより得られたスタートアップに係る情報、政府で策定された分野別戦略及び国際的な動向等を踏まえた大きな成長事例の創出に向けた優先度の高い分野を対象とし、革新的な技術を社会実装させる自律的なスタートアップ・エコシステムの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援、並びに、G X 推進法第 7 条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、G X 分野を対象とし、G X の実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行うものとする。 ※脚注記載 4 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語 ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、A I、エレクトロニクス、I o T、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。 5 今般の N E D O 法改正により追加する業務の対象者とするスタートアップについては、過去にベンチャーキャピタル（V C）等から事業資金を得ている事業者であって、これまでの共同研究開発その他の事業連携等により製品・サービスに対する需要の存在が一定程度裏付けられつつあり、また、企業化に向けた社内体制（当該体制の構築を目指す計画段階のものを含む。）及び具体的なマイルストーンを有し、事業成長のために研究開発投資を積極的に行っているようなものを指す。 （2）関係機関とのネットワーク構築 上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠であ	の専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。 また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 6 年 6 月 7 日法律第 45 号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「N E D O 法」という。）が一部改正され、機構によるディープテック⁴分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された⁵（N E D O 法第 15 条第 3 号の 2）。本補助業務は、情報提供依頼（RFI）を活用するなどにより得られたスタートアップに係る情報、政府で策定された分野別戦略及び国際的な動向等を踏まえた大きな成長事例の創出に向けた優先度の高い分野を対象とし、革新的な技術を社会実装させる自律的なスタートアップ・エコシステムの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援、並びに、G X 推進法第 7 条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、G X 分野を対象とし、G X の実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行う。 ※脚注記載 4 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語 ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、A I、エレクトロニクス、I o T、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。 5 今般の N E D O 法改正により追加する業務の対象者とするスタートアップについては、過去にベンチャーキャピタル（V C）等から事業資金を得ている事業者であって、これまでの共同研究開発その他の事業連携等により製品・サービスに対する需要の存在が一定程度裏付けられつつあり、また、企業化に向けた社内体制（当該体制の構築を目指す計画段階のものを含む。）及び具体的なマイルストーンを有し、事業成長のために研究開発投資を積極的に行っているようなものを指す。 （2）関係機関とのネットワーク構築 上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠であ	画を促す取り組み等も合わせて実施する。 また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 6 年 6 月 7 日法律第 45 号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「N E D O 法」という。）が一部改正され、機構によるディープテック³分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された⁴（N E D O 法第 15 条第 3 号の 2）。本補助業務は、情報提供依頼（RFI）を活用するなどにより得られたスタートアップに係る情報、政府で策定された分野別戦略及び国際的な動向等を踏まえた大きな成長事例の創出に向けた優先度の高い分野を対象とし、革新的な技術を社会実装させる自律的なスタートアップ・エコシステムの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援、並びに、G X 推進法第 7 条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、G X 分野を対象とし、G X の実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行う。 ※脚注記載 3 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語 ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、A I、エレクトロニクス、I o T、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。 4 今般の N E D O 法改正により追加する業務の対象者とするスタートアップについては、過去にベンチャーキャピタル（V C）等から事業資金を得ている事業者であって、これまでの共同研究開発その他の事業連携等により製品・サービスに対する需要の存在が一定程度裏付けられつつあり、また、企業化に向けた社内体制（当該体制の構築を目指す計画段階のものを含む。）及び具体的なマイルストーンを有し、事業成長のために研究開発投資を積極的に行っているようなものを指す。 （2）関係機関とのネットワーク構築 上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠であ
--	--	--	--

	る。 N E D Oとして、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化することとする。 第5期中長期目標期間においても、新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取り組みを実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック・スタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。 また、N E D Oが2.（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すため、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標2－1：当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとし	る。 機構として、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（J O I C）の運営等を通じ、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援機関連携協定（P l u s）の取組等を通じ、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化する。 第5期中長期目標期間においても新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取り組みを実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック・スタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。 また、機構として2.（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることとし、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標2－1 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したス	る。 機構として、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（J O I C）の運営等を通じ、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援機関連携協定（P l u s）の取り組み等を通じ、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化する。 令和6年度においても新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取組を実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック・スタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。 令和6年度においては、通年での公募を実施し、年度内に複数回の採択を行いディープテック・スタートアップへの支援を行う。また、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行う。 なお、機構として2.（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることとし、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標2－1 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したス
--	---	---	--

	て、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（ＩＰＯ）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】 指標２－２：NEDOが行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、NEDO担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率 85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率 35%以上を目指す(第４期中長期目標期間中における実績値:「満足している」及び「非常に満足している」87.0%、「非常に満足している」34.8%)。(アウトカム指標) ＜目標水準の考え方＞ 指標２－１：NEDOのスタートアップに対する研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかについて評価するための定量指標を設けることとする。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 指標２－２：NEDOは、第４期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員１人当たりの業務が増加しているが、その中でも同レベル以上の割合を求める。 NEDOは、起業時の支援やベンチャーキャピタルと連携した研究開発支援、さらに、事業会社との連携支援を行うことによって研究開発型スタートアップの成長を支援している。本指標は、NEDOの担当者がスタートアップに対して伴走型のきめ細かな支援が実行できているか、ステークホルダーであるスタートアップにどのように評価されているかを直接測定するものである。この割合を高めることは、NEDOの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントによるスタートアップの成長支援に貢献できているか評価する指標として適切なものである。 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標２－１ 【重要度高】：NEDOは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた研究	タートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（ＩＰＯ）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 指標２－２ 機構が行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、機構の担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率 85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率 35%以上を目指す(第４期中長期目標期間中における実績値:「満足している」及び「非常に満足している」87.0%、「非常に満足している」34.8%)。(アウトカム指標)	タートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（ＩＰＯ）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 指標２－２ 機構が行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、機構の担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率 85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率 35%以上を目指す。(アウトカム指標)
--	---	--	--

	開発型スタートアップの育成に係る研究開発マネジメントを行ってスタートアップの成長を支援する組織である。このため、NEDOが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすることがもっとも重要である。 【困難度高】: 本指標は、リスクの高い研究開発を行いながら新規性のある事業を志向し急成長を図るが故に、将来の事業性の判断が極めて困難な研究開発型スタートアップに対して、民間資金等と連携した適切な伴走支援の提供や、多段階選抜方式による段階的支援、個々のニーズに応じたマッチング等の機会の創出等を適時組み合わせ、高度かつきめ細やかなマネジメントを実施することを求める困難度の高い指標である。 (4) その他の取組 NEDOの各種事業に積極的に「中堅企業・中小企業・スタートアップ」を参画させていくことを目的に第4期中長期目標において、NEDO全体として毎事業年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合 20%以上とする数値目標を設定していたところ、第5期中長期目標においては、これを30%に引き上げ努力目標として運用することにより、NEDO事業に中堅企業・中小企業・スタートアップの参画を促すこととする。	(4) その他の取組 機構の各種事業に積極的に「中堅企業・中小企業・スタートアップ」を参画させていくことを目的に第4期中長期目標において、機構全体として毎事業年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合 20%以上とする数値目標を設定していたところ、第5期中長期目標においては、これを30%に引き上げ努力目標として運用することにより、事業に中堅企業・中小企業・スタートアップの参画を促す。	(4) その他の取組 毎事業年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合を 30%以上とする中長期計画の努力目標の達成に向けて取り組む。
I. ー3 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能	3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 (1) 政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 TSCを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献するものとする。	3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 (1) 政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 TSCを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献する。	3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス⁵の強化・蓄積 ※脚注記載 5 ここでの「技術インテリジェンス」とは、国内外の技術、研究開発動向等に関して収集された情報について、分析、加工され解釈を付加されたものを指している。 (1) 政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 TSCを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献する。

	そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組むものとする。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。 政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは「技術戦略」の策定を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。さらに、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6 年6 月7 日法律第45 号）によるN E D O法の一部改正によって追加された、特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務（N E D O法第15 条第8 号の2）について、技術戦略の策定の過程で得られた知見等を用いて確実に対応し、知財・標準化を一体的に活用したオープン&クローズ戦略の策定・活用による市場獲得・社会実装の取組を進める。また、その対応を通じて、N E D Oのオープン&クローズ戦略の策定・活用に関する知見を深化させ、研究開発マネジメントの高度化に貢献する。なお、「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞くものとする。また、知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。 さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S Cの技術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力	そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組む。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。 政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは「技術戦略」の策定を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。さらに、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6 年6 月7 日法律第45 号）によるN E D O法の一部改正によって追加された、特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務（N E D O法第15 条第8 号の2）について、技術戦略の策定の過程で得られた知見等を用いて確実に対応し、知財・標準化を一体的に活用したオープン&クローズ戦略の策定・活用による市場獲得・社会実装の取組を進める。また、その対応を通じて、機構のオープン&クローズ戦略の策定・活用に関する知見を深化させ、研究開発マネジメントの高度化に貢献する。なお、「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞く。また、知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。 さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S Cの技術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力	そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組む。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。 政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは技術戦略の策定等を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。さらに、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6 年6 月7 日法律第45 号）によるN E D O 法の一部改正によって追加された、特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務（N E D O法第15 条第8 号の2）について、技術戦略の策定の過程で得られた知見等を用いて確実に対応し、知財・標準化を一体的に活用したオープン&クローズ戦略の策定・活用による市場獲得・社会実装の取組を進める。また、その対応を通じて、機構のオープン&クローズ戦略の策定・活用に関する知見を深化させ、研究開発マネジメントの高度化に貢献する。なお、「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞く。また、知財・標準化については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。 さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S Cの技術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力
--	---	--	---

	の向上のための体制強化に取り組むとともに、N E D O事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。 加えて、統合イノベーション戦略 2022 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。 さらに、N E D Oの技術インテリジェンス能力の向上を図るため、N E D Oでまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。 （２）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムを推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等に繋げるものとする。 先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてT S Cが取りまとめた技術インテリジェンスを活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。 また、技術課題や社会課題の解決に向け、多様なアイデアを取り込むため、コンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式を導入し、我が国の新産業創出に向けて課題の解決に資するシーズを発掘する。 N E D Oが技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むことを促すため、以下の定量指標を掲げ、その達成状況を評価するものとする。 （定量指標） 指標 3－1：外部有識者により構成される委員会において、①内	の向上のための体制強化に取り組むとともに、事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。 加えて、統合イノベーション戦略 2 0 2 2 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。 さらに、機構の技術インテリジェンス能力の向上を図るため、機構でまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。 （２）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムを推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等に繋げる。 先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてT S Cが取りまとめた技術インテリジェンスを活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。 また、技術課題や社会課題の解決に向け、多様なアイデアを取り込むため、コンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式を導入し、我が国の新産業創出に向けて課題の解決に資するシーズを発掘する。 機構として技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むこととし、以下の定量指標を掲げ、その達成状況を評価する。 （定量指標） 指標 3－1	の向上のための体制強化に引き続き取り組むとともに、事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。 加えて、統合イノベーション戦略 2022 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。 さらに、機構の技術インテリジェンス能力の向上を図るため、機構でまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。 （２）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムや官民による若手研究者発掘支援事業を推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等に繋げる。 先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてT S Cが取りまとめた技術インテリジェンスを活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。 また、懸賞金活用型の研究開発事業においては、令和 5 年度に設定した公募対象課題についてのコンテスト実施・懸賞金交付を通して技術課題や社会課題の解決に資するシーズを発掘するとともに、新たなコンテスト実施に向けた新規課題の設定や企画運営業務を推進する。 機構として技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むこととし、以下の定量指標を掲げ、その達成状況を評価する。 （定量指標） 指標 3－1
--	--	--	--

	外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信、④特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務の実施状況の4つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】 指標3－2：NEDOが行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、4段階評点の最上位または上位の区分となる比率 40%以上を目指す（第4期中長期目標期間における実績平均：40.6%）。（アウトカム指標） ＜目標水準の考え方＞ 指標3－1：TSCを中心として、国内外の研究開発動向に関する情報を収集・分析し、成果を政策遂行のためのエビデンスとして政策当局に提供するとともに、成果を発信していくことが期待される。一連の活動は高い専門性が求められること、活動の成果の定量的な把握が困難な場合もあることから、活動全体に対する総合的な評価を実施し、その評点を指標として設定する。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 指標3－2：NEDOは、技術インテリジェンス活動から得た社会課題の解決に向けた技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題を設定して、広く先導研究事業者を公募して先導研究を実施している。本指標は、NEDOの技術インテリジェンス活動によって得た技術シーズについて、事業者の先導研究終了時における評価結果を通じて、その技術シーズの社会実装実現性や波及効果等を評価することにより、NEDOの技術インテリジェンス活動が適切であったかを判断するものである。この割合を高めることは、単にNEDOの技術インテリジェンス活動の結果を評価するだけでなく、より質の高い技術インテリジェンス活動に繋げる指標としても適切なものである。 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標3－1	外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信、④特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務の実施状況の4つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 指標3－2 機構が行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、4段階評点の最上位または上位の区分となる比率 40%以上を目指す（第4期中長期目標期間における実績平均：40.6%）。（アウトカム指標）	TSCの活動に対して、外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信、④特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務の実施状況の4つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 指標3－2 機構が行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、4段階評点の最上位または上位の区分となる比率 40%以上を目指す。（アウトカム指標）
--	---	---	--

	【重要度高】: T S Cには、最新の研究開発動向やグローバル市場獲得に向けた展望を把握した上で、国内外の有望技術の発掘や中長期の研究開発動向・分析により、産業構造全体を包括した政策エビデンスの提供が求められている。また、民間企業が研究開発費の多くを短期的研究に振り向ける傾向がある中、研究開発、グローバル市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、国として取り組むべき「戦略分野」の見極めを行ったうえで、中長期的な研究開発を支援していくことが求められている。このため、N E D Oの技術インテリジェンス機能の向上は、その戦略分野の見極めを行う役割と同時に産業技術政策を遂行する上で重要かつ優先度が高い取組であり、本指標の重要度は高い。 【困難度高】: N E D Oの技術インテリジェンス活動には、国内外の様々な機関において実施された調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進めるだけでなく、研究論文・特許調査や国内外の多数の研究者や技術分野の専門家との直接対話等を行うことで、その技術的内容を理解し、必要な情報を整理・蓄積・活用できるよう多様な技術ベンチマークを整理することが必要。また、政策エビデンスの提供にあたっては、有望技術についての社会課題・市場課題の動向把握・分析を産官学関係者の意見を踏まえつつ取りまとめる必要がある。これらの一連の作業を実施したうえで、中長期的な視点に立った情報収集・分析による技術インテリジェンス機能強化と蓄積、その成果としての政策エビデンスの提供は、相当の困難性が伴うため、本指標の困難度は高い。		
Ⅱ 基金事業の適切な管理・執行	Ⅳ．基金事業の適切な管理・執行 N E D Oの中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。 このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行うものとする。 ① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト5 G情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲）	Ⅱ．基金事業の適切な管理・執行 機構の中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。 このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行う。 ① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト5 G情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲）	Ⅱ．基金事業の適切な管理・執行 機構の中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。 このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行う。 ① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト5 G情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲）

	④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲） ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 NEDOは、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第29条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。 ⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務 経済安全保障推進法第42条第2項の規定に基づき、経済産業大臣から安定供給確保支援独立行政法人としてNEDOが指定されたことを踏まえ、当該指定に係る特定重要物資の安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から当該特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していくものとする。 NEDOは経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保に取り組む事業者に対し、NEDO法第16条の6に規定する安定供給確保支援基金を設置し、安定供給確保支援業務を行う。 （定量指標） 指標4－1：外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】 <目標水準の考え方> 指標4－1：銀行等への預け入れや基金の運用面での工夫、体制整備等の基金管理のための取り組み及び電子化等申請手続の効率化・迅速化、機微情報の管理、不正対策等基金事業の審査のための取り組み等について	④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲） ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 機構は、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第29条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。 ⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務 経済安全保障推進法第42条第2項の規定に基づき、経済産業大臣から安定供給確保支援独立行政法人として機構が指定されたことを踏まえ、当該指定に係る特定重要物資の安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から当該特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していく。 機構は経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保に取り組む事業者に対し、NEDO法第16条の6に規定する安定供給確保支援基金を設置し、安定供給確保支援業務を行う。 （定量指標） 指標4－1 外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。	④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲） ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 機構は、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第29条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。 令和6年度は、昨年度までに交付決定をした継続事業及び今年度新たに交付申請される新規事業について、適切に執行管理を行っていく。 ⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務 経済安全保障推進法第42条第2項の規定に基づき、安定供給確保支援独立行政法人として機構が指定されたことを踏まえ、特定重要物資に係る安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していく。 令和6年度は、令和4年度補正予算において造成された基金に加え、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算において基金の積み増しが行われていることから、過年度に交付決定されている事業の執行管理を行いつつ、経済産業省が供給確保計画について新たな認定を行った事業者からの交付申請に対して、適切に交付決定を実施するとともに、交付決定後の検査等を適切に実施していく。 （定量指標） 指標4－1 外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。
--	---	--	---

	て、外部有識者により構成される委員会において総合評価を行う。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標 4－1 【重要度高】【困難度高】：NEDOの基礎的な財務・事業規模（年間約 1,500 億円から約 1,800 億円程度で推移）と比して、格段に大規模な基金について、中長期目標期間を超えて長期間にわたって適切に管理・運営することが必要であり、指標として重要度、困難度が高い。		
Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項	Ⅴ．業務運営の効率化に関する事項 1．柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比 1.10%以上の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.10%以上の効率化を図るものとする。 また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。 さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明するものとする。また、給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表するものとする。 また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じるものとする。	Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項 1．柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比 1.10%以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.10%以上の効率化を図る。 総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。 給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明する。また、以下のような観点からの給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。 - 法人職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 - 高度な専門性を要する業務を実施しているためその業務内容に応じた給与水準としている等、給与水準が高い原因について、是正の余地がないか。 - 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 - その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。 また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図る	Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項 1．柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比 1.10%の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.10%の効率化を図る。 総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。 給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明する。また、以下のような観点からの給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。 - 法人職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 - 高度な専門性を要する業務を実施しているためその業務内容に応じた給与水準としている等、給与水準が高い原因について、是正の余地がないか。 - 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 - その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。 また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措

	(2) 機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しに努めるものとする。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。 さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。 なお、平成 30 年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間 5 年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は令和 6 年度当初予算までの累計で総額約 8. 6 兆円規模に達しており、年間約 1,500 億円から約 1,800 億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第 5 期中長期目標期間の 5 年間は、基金業務の事業進捗が見込まれ、NEDO による人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整備については、難易度の高い業務推進体制の構築と位置付けることとする。 これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行うものとする。 (3) 外部能力の活用 費用対効果、専門性等の観点から、NEDO 自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。 なお、外部委託を活用する際には、NEDO の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。 2. 組織の根幹を支える固有職員及び PM g r 人材の育成 環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営	ため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じる。 さらに、業務の効率化の一環として、制度面、手続き面の改善を、変更に伴う事業実施者の利便性の低下にも留意しつつ行う。 (2) 機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的かつ効率的な人員配置を行う。また、その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しに努める。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努める。 さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行う。 なお、平成 30 年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間 5 年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は、年間約 1, 500 億円から約 1,800 億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第 5 期中長期目標期間の 5 年間は、基金業務の事業進捗が見込まれ、機構による人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整備を行う。 これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行う。 (3) 外部能力の活用 費用対効果、専門性等の観点から、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用する。 なお、外部委託を活用する際には、機構の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮する。 2. 組織の根幹を支える固有職員及び PM g r 人材の育成 環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営	置を講じる。 さらに、業務の効率化の一環として、制度面、手続き面の改善を、変更に伴う事業実施者の利便性の低下にも留意しつつ行う。 (2) 機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備する。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努める。 さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行う。 なお、平成 30 年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間 5 年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は、年間約 1,500 億円から約 1,800 億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第 5 期中長期目標期間の 5 年間は、基金業務の事業進捗が見込まれ、機構による人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整備を行う。 これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行う。 (3) 外部能力の活用 外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務について昨年度調査した内容を踏まえて引き続き精査する。 2. 組織の根幹を支える固有職員及び PM g r 人材の育成 環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営
--	---	---	--

	を目指し、組織の根幹を支える固有職員の育成を推進する。研究開発マネジメントをはじめとして、各部署での業務高度化・効率化に必要な専門性の向上を念頭に置き、適切に人材の育成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。育成にあたっては、O J Tを中心に業務遂行能力を向上させつつ、研修や外部出向、留学などの育成支援を行うものとする。さらに、N E D O職員の外部機関への派遣も含め、P M g rやマネジメント人材の育成に努め、N E D Oのマネジメント能力の底上げを図る。 また、民間企業や大学等の研究開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するP M g r人材が不足しており、その育成を図ることが急務である。このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条第 1 項の規定に基づきN E D Oが策定した人材活用等に関する方針の下、将来のP M g r人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・N E D Oを含む研究開発法人においてすでに研究開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、P M g r人材のキャリアパスの確立に貢献するものとするとともに、政策当局と連携し、政策担当者を含む成果の社会実装をリードする人材の育成に貢献する。 なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。 これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行うものとする。 3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（P M O）は、ProJect Management Office（P J M O）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。 デジタルトランスフォーメーション（D X）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。N E D O及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図る。また、利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの調達を実施し、引き続き、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を支え、業務の効率化を図るものとする。クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。	を目指し、組織の根幹を支える固有職員の育成を推進する。研究開発マネジメントをはじめとして、各部署での業務高度化・効率化に必要な専門性の向上を念頭に置き、適切に人材の育成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。育成にあたっては、O J Tを中心に業務遂行能力を向上させつつ、研修や外部出向、留学などの育成支援を行う。さらに、機構職員の外部機関への派遣も含め、P M g rやマネジメント人材の育成に努め、機構のマネジメント能力の底上げを図る。 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条第 1 項の規定に基づき機構が策定した人材活用等に関する方針の下、将来のP M g r人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・機構を含む研究開発法人においてすでに研究開発マネジメントの実績を有する人材を登用する。政策当局と連携し、政策担当者を含む成果の社会実装をリードする人材の育成に貢献する。 なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。 これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行う。 3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（P M O）は、ProJect Management Office（P J M O）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。 デジタルトランスフォーメーション（D X）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。機構及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図る。また、利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの調達を実施し、引き続き、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を支え、業務の効率化を図る。クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。	を目指し、組織の根幹を支える固有職員をはじめとする機構職員の育成を推進するために以下を行う。 - 働き方の多様性向上に資する取組を引き続き実施する。 - 職位別に必要な能力を身につけるための研修や、業務別・専門研修（経理処理、知的財産等）等、を実施する。また、職員の自律的キャリア形成を後押しするため、プロジェクト運営を含む専門性の向上、海外経験を得るための制度（留学等）の運用を通して、人材育成を推進する。あわせて自己研鑽を支援するための研修補助制度も実施する。 - プロジェクトマネジメントに関する最新の知見やマネジメントの現場で得られた気づきをP M g r等 に共有する場を提供する。 なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。 これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行う。 3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（P M O）は、ProJect Management Office（P J M O）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。 デジタル・トランスフォーメーション（D X）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。機構及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図るとともに次期システムの導入に向けたシステム化構想を行う。また、利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの調達に向けた準備を行い、引き続き、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を支え、業務の効率化を図る。クラウドサービスを引き続き、
--	--	--	---

	上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。 4．積極的な広報の推進 産業界を含め、国民全般に対し、NEDOの取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図り、また、NEDOがこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリューションの提供を行うものとする。 5．公正な業務執行とアカウンタビリティの向上 （１）外部評価活用と自己改革の徹底 事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。また、評価に当たってはNEDO外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築するものとする。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら適切に評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを適正に行うものとする。 （２）適切な調達の実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。	上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。 4．積極的な広報の推進 産業界を含め、国民全般に対し、機構の取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図り、また、機構がこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリューションの提供を行う。 5．公正な業務執行とアカウンタビリティの向上 （１）外部評価活用と自己改革の徹底 事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行う。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを行う。 （２）適切な調達の実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。	効果的に活用する。 上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。 4．積極的な広報の推進 産業界を含め、国民全般に対し、機構の取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図るべく、ニュースリリースの積極的な発信、訴求するターゲットに即した効果的な記事・動画等コンテンツの制作、SNS等の活用の推進を図る。また、機構がこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするコンテンツの制作等を行う。 5．公正な業務執行とアカウンタビリティの向上 （１）外部評価活用と自己改革の徹底 令和6年度に評価を行う事業について、事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行う。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを行う。 （２）適切な調達の実施 「調達等合理化計画」に基づく取組として、特に一者応札・応募については、これまで取り組んできた仕様書の具体性の確保、参加要件の緩和、公告期間の見直し、情報提供の充実等を通じて、引き続き競争性の確保に努める。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する案件については、事前に機構に設置されている契約・助成審査委員会に報告し、点検する。また、契約監視委員会による契約の点検・見直しの結果を踏まえ、過年度に締結した競争性のない随意契約のうち、可能なものについては競争性のある契約に移行させるなど、契約の公正性、透明性の確保に取り組む。
IV 財務内容の改善に関する事項	VI．財務内容の改善に関する事項 2．繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努めるものとする。また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第5期中長期目標期間中に目途をつけるものとする。 基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、上記検討を踏まえ、順次、国庫納付を行うこととする。 3．自己収入の増加へ向けた取組	IV．財務内容の改善に関する事項 5．繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努める。また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第5期中長期目標期間中に目途をつける。 基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、上記検討を踏まえ、順次、国庫納付を行う。 6．自己収入の増加へ向けた取組	IV．財務内容の改善に関する事項 4．繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努める。 また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第5期中長期目標期間中に目途をつける。 基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、上記検討を踏まえ、順次、国庫納付を行う。 5．自己収入の増加へ向けた取組

	独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。 このため、企業からの収益納付が増加するよう、より効果的な研究開発成果の創出・社会実装の促進に精力的に取り組み、経済効果（アウトカム）の向上を追求する。また、研究開発による経済効果の発現時期の実態を踏まえた上での納付対象期間の適正化や収益納付以外の手段の検討を行う等、自己収入の獲得に引き続き努めるものとする。 4. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 第4期中長期目標期間においては、海外実証事業における外国政府機関等に起因する遅延や、新型コロナウイルス感染症の流行による影響等から運営費交付金債務が発生しているところ、第5期中長期目標期間においては、各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。	独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。 このため、企業からの収益納付が増加するよう、より効果的な研究開発成果の創出・社会実装の促進に精力的に取り組み、経済効果（アウトカム）の向上を追求する。また、経済産業省と調整の上、研究開発による経済効果の発現時期の実態を踏まえた上での納付対象期間の適正化の検討を行う等、補助、委託等を含め事業の性質や内容を踏まえた収益の取扱いについて個別に検討する。さらに、収益納付以外の手段について検討を行うことで、自己収入の獲得に引き続き努める。 7. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 第4期中長期目標期間においては、海外実証事業における外国政府機関等に起因する遅延や、新型コロナウイルス感染症の流行による影響等から運営費交付金債務が発生しているところ、第5期中長期目標期間においては、各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。 8. 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入の遅延、補助金、受託業務に係る経費の暫時立替えその他予測し難い事故の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、400 億円とする。 9. 剰余金の使途 各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。 - 研究開発業務の促進 - 広報並びに成果発表及び成果展示等 - 職員教育、福利厚生の実と施設等の補修、整備 - 事務手続きの一層の簡素化、迅速化及び事業管理の実等を図るための電子化の推進 - 事業実施により発生した債権回収等業務に係る経費 10. その他主務省令で定める事項等 (1) 施設及び設備に関する計画（記載事項なし） (2) 人事に関する計画 (参考1) 常勤職員数 ・期初の常勤職員数 1,500 人 ・期末の常勤職員数の見積もり : 総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。	独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。 このため、企業からの収益納付が増加するよう、より効果的な研究開発成果の創出・社会実装の促進に精力的に取り組み、経済効果（アウトカム）の向上を追求する。また、経済産業省と調整の上、研究開発による経済効果の発現時期の実態を踏まえた上での納付対象期間の適正化の検討を行う等、補助、委託等を含め事業の性質や内容を踏まえた収益の取扱いについて個別に検討する。さらに、収益納付以外の手段について検討を行うことで、自己収入の獲得に引き続き努める。 6. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 年度末における契約締結済又は交付決定済でない運営費交付金債務を抑制するために、事業の進捗状況の把握等を中心とした予算の執行管理を行い、国内外の状況を踏まえつつ、事業の推進方策を検討し、費用化を促進する。 7. 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入の遅延、補助金、受託業務に係る経費の暫時立替えその他予測し難い事故の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、400 億円とする。 8. 剰余金の使途 各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。 - 研究開発業務の促進 - 広報並びに成果発表及び成果展示等 - 職員教育、福利厚生の実と施設等の補修、整備 - 事務手続きの一層の簡素化、迅速化及び事業管理の実等を図るための電子化の推進 - 事業実施により発生した債権回収等業務に係る経費 9. その他主務省令で定める事項等 (1) 施設及び設備に関する計画（記載事項なし） (2) 人事に関する計画 第5期中長期計画に記載している人事に関する計画に基づき、必要な措置を講じる。
--	--	---	--

		(参考 2) 中長期目標期間中の人件費総額 第 5 期中長期目標期間中の人件費総額見込み 59,208 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。 (3) 中長期目標の期間を超える債務負担 中長期目標の期間を超える債務負担については、業務委託契約等において当該事業のプロジェクト基本計画が中長期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性、適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。 (4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 19 条第 1 項に規定する積立金の使途 前中長期目標期間末に経過勘定として計上し、第 5 期中長期目標期間中に費用として計上するもの等に充当する。	(3) 中長期目標の期間を超える債務負担 中長期目標の期間を超える債務負担については、業務委託契約等において当該事業のプロジェクト基本計画が中長期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性、適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。 (4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 19 条第 1 項に規定する積立金の使途 (記載事項なし)
V その他業務運営に関する重要事項	VII. その他業務運営に関する重要事項 1. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制・リスク管理推進規程を整備し、当該規程に基づく、「内部統制の推進に関する基本方針」の策定、内部統制・リスク管理推進委員会の設置を行い、同委員会で毎年度審議、策定する「行動計画」に基づき、引き続き、着実に推進するものとする。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図るものとする。コンプライアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守、法人倫理等のコンプライアンス意識向上のため、職員研修や啓発活動等を引き続き推進するものとする。 監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を毎年度必ず実施するものとする。 不正事案への対処については、NEDO の活動全体の信頼性を確保する上で極めて重要である。公益通報等に対して適切に対応するとともに、研修等による職員の能力向上、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施などにより、NEDO の活動全体の信頼性確保につなげる。	V. その他業務運営に関する重要事項 1. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制・リスク管理推進規程を整備し、当該規程に基づく、「内部統制の推進に関する基本方針」の策定内部統制・リスク管理推進委員会の設置を行い、同委員会で毎年度審議、策定する「行動計画」に基づき、引き続き、着実に推進する。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図る。コンプライアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守、法人倫理等のコンプライアンス意識向上のため、職員研修や啓発活動等を引き続き推進する。 監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を毎年度必ず実施する。その際には、監査組織は、単なる問題点の指摘にとどまることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告を作成する。 不祥事発生の未然防止・再発防止の取組については、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応など周知徹底を図る。 不正事案への対処については、公益通報等に対して適切に対応するとともに、研修等による職員の能力向上、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施などにより、機構の活動全体の信頼性確保につなげる。	V. その他業務運営に関する重要事項 1. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進 内部統制については、内部統制・リスク管理推進委員会において「行動計画」を定め、同計画に基づいて引き続き着実に推進する。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図る。 コンプライアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守等のコンプライアンス意識向上を目的とした職員研修や啓発活動等を引き続き推進する。 監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を実施する。その際には、監査組織は、単なる問題点の指摘にとどまることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告を作成する。 不祥事発生の未然防止・再発防止の取組については、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応など周知徹底を図る。 不正事案への対処については、公益通報等に対して適切に対応するとともに、契約・検査専門職員等に対して定期的に研修等を行うことで検査実務の能力向上を図り、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施により事業者の適切な経費執行を通じて、機構の活動全体の信頼性確保につなげる。

	2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、アフターコロナ下の新しい働き方におけるセキュリティ対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保するものとする。 また、平成 28 年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の国際認証である I SO／I EC 2 7 0 0 1 を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図るものとする。 3. 技術流出の防止 技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外為法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進するものとする。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施するものとする。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施するものとする。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、前述Ⅲ. 3.（1）に記載する T S C を中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に関するプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実にを行うものとする。 4. 情報公開・個人情報保護の推進 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行うものとする。	2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、アフターコロナ下の新しい働き方におけるセキュリティ対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保する。 また、平成 28 年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の国際認証である I SO／I EC 2 7 0 0 1 を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図る。 3. 技術流出の防止 技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外為法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施する。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施する。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、前述Ⅰ. 3.（1）に記載する T S C を中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に関するプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実にを行う。 4. 情報公開・個人情報保護の推進 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。	2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ関係規程及び実施手順等を整備し、情報システムの重要度に応じた不正アクセス等に対する強度を確保するとともに、アフターコロナ下の新しい働き方におけるセキュリティ対策を確実に行うことにより業務の安全性、信頼性を確保する。 平成 28 年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の国際認証である I SO／I EC 2 7 0 0 1 を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図る。 3. 技術流出の防止 技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外為法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施する。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施する。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、前述Ⅰ. 3.（1）に記載する T S C を中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に関するプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実にを行う。 4. 情報公開・個人情報保護の推進 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。
--	--	--	---